

**岐阜県警察の組織の細目等に関する訓令**（昭和44年3月24日 岐阜県警察訓令第4号）

改正 昭44県警察訓令第20号、昭45県警察訓令第5号・同17号、昭46県警察訓令第4号、昭47県警察訓令第5号、昭48県警察訓令第5号・同12号、昭49県警察訓令第9号・同21号、昭50県警察訓令第6号、昭51県警察訓令第6号、昭52県警察訓令第4号、昭53県警察訓令第3号、昭54県警察訓令第2号、昭55県警察訓令第3号・同11号、昭56県警察訓令第5号、昭57県警察訓令第3号・同16号、昭58県警察訓令第7号、昭59県警察訓令第3号、昭60県警察訓令第7号・同12号、昭61県警察訓令第4号、昭62県警察訓令第4号、昭63県警察訓令第2号、平元県警察訓令第3号、平2県警察訓令第3号、平3県警察訓令第5号、平4県警察訓令第6号・同9号、平5県警察訓令第9号、平6県警察訓令第3号・同14号、平7県警察訓令第3号、平8県警察訓令第1号、平9県警察訓令第7号、平10年県警察訓令第4号、平11県警察訓令第2号、平12県警察訓令第7号、平13県警察訓令第13号・同32号、平14県警察訓令第15号、平15県警察訓令第5号、平16県警察訓令第2号・9号、平17県警察訓令第13号・25号・34号・39号、平18県警察訓令第7号、平成19県警察訓令第6号・16号・32号・38号、平成20県警察訓令第5号・18号、平成21県警察訓令第4号、平成22県警察訓令第4号、平成23県警察訓令第2号、平成24県警察訓令第5号、平成25県警察訓令第7号、平成25県警察訓令第16号、平成26県警察訓令第6号、平成26県警察訓令第15号、平成27県警察訓令第6号、平成27県警察訓令第14号、平成28県警察訓令第4号、平成28県警察訓令第13号、平成28県警察訓令第28号、平成29県警察訓令第11号、平成30県警察訓令第5号、平成31県警察訓令第4号、令和元県警察訓令第15号、令和2県警察訓令第7号、令和3県警察訓令第2号、令和4県警察訓令第3号、令和5県警察訓令第5号、令和6県警察訓令第10号

**（目的）**

**第1条** この訓令は、岐阜県警察組織規則（昭和63年岐阜県公安委員会規則第1号）第54条の規定に基づき、警察本部（以下「本部」という。）、警察学校（以下「学校」という。）及び警察署の組織の細目的事項を定めることを目的とする。

**（本部の課等の内部組織）**

**第2条** 本部の課、隊及び所に別表1に定める係、分駐隊又は小隊（以下「係等」という。）を置く。ただし、課長、隊長又は所長は、一の係に複数の係長が配置された場合又は特に必要があると認める場合は、警務部長の承認を受けて同表の係等の定めにかかわらず係等を設けることができる。

2 係等の所掌事務は、同表に定めるとおりとする。ただし、課長、隊長又は所長は、前項ただし書の規定により係等を設けた場合又は特に必要があると認める場合は、警務部長の承認を受けて同表の定めにかかわらず当該係等の所掌事務を別に定めることができる。

**（本部の課、隊及び所に置く職）**

**第3条** 本部の課（課の附置機関を含む。）に必要な課長補佐、総括係長、係長、主任又は係員を置き、別に総務室総務課に取調べ監督指導官を、総務室広報県民課に相談指導官を、警務部教養課に師範を、地域部通信指令課に通信指令官を、刑事部捜査第一課に検視官を、交通部交通企画課に交通事故分析官を、交通部交通指導課に交通事故鑑識官を、地域部地域課鉄道警察隊に副隊長（以下「鉄道警察隊副隊長」という。）を、警備部警備第二課警察航空隊に副隊長（以下「警察航空隊副隊長」という。）を置くことができる。

2 地域部自動車警ら隊、刑事部機動捜査隊、交通部交通機動隊、交通部高速道路交通警察隊及び警備部機動隊に中隊長、分駐隊長、小隊長、分隊長若しくは隊員又は隊長補佐、総括係長、係長、主任若しくは係員を置く。

3 刑事部科学捜査研究所に必要な所長補佐、主任専門研究員、専門研究員、主任研究員又は研究員を置く。

4 前3項の職に充てる職員及びその職務は、次に定めるとおりとする。

(1) 課

ア 課長補佐

(ア) 課長補佐には、警部又は警察官以外の職員（以下「一般職員」という。）であって警部に相当する者をもって充てる。

(イ) 課長補佐は、命を受け、担当事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(ウ) 課長補佐の担当事務及び担当名は、別表1に定めるとおりとする。ただし、課長は、特に必要があると認める場合においては、警務部長の承認を受けて課長補佐の名称及び担当事務を別に定めることができる。

イ 総括係長

(ア) 総括係長には、警部補をもって充てる。

(イ) 総括係長は、命を受け、係の事務を処理し、当該係に所属する他の警部補に対し必要な調整を行うとともに、部下職員を指揮監督する。

ウ 係長

(ア) 係長には、警部補又はこれに相当する一般職員をもって充てる。

(イ) 係長は、命を受け、係の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

エ 主任

(ア) 主任には、巡查部長又はこれに相当する一般職員をもって充てる。

(イ) 主任は、命を受け、係の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

オ 係員

(ア) 係員には、巡查又はこれに相当する一般職員をもって充てる。

(イ) 係員は、命を受け、係の事務を処理する。

カ 取調べ監督指導官

(ア) 取調べ監督指導官には、警部をもって充てる。

(イ) 取調べ監督指導官は、命を受け、取調べ監督に関する特定業務を処理し、部下職員を指揮監督する。

キ 相談指導官

(ア) 相談指導官には、警部をもって充てる。

(イ) 相談指導官は、命を受け、警察安全相談に関する事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

ク 師範

(ア) 師範には警部若しくは警部補又はこれらに相当する一般職員をもって充てる。

(イ) 師範は、命を受け、学生の教育訓練及び柔道、剣道、逮捕術等の指導を行う。

ケ 通信指令官

(ア) 通信指令官には、警部をもって充てる。

(イ) 通信指令官は、命を受け、通信指令に関する事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

コ 検視官

(ア) 検視官には、警部をもって充てる。

(イ) 検視官は、命を受け、検視に関する事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

サ 交通事故分析官

(ア) 交通事故分析官には、警視若しくは警部又はこれらに相当する一般職員をもって充てる。

(イ) 交通事故分析官は、命を受け、交通事故分析に関する事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

シ 交通事故鑑識官

(ア) 交通事故鑑識官には、警部又は警部補をもって充てる。

(イ) 交通事故鑑識官は、命を受け、交通事故鑑識に関する業務を指揮監督する。

ス 鉄道警察隊副隊長

(ア) 鉄道警察隊副隊長には、警視又は警部をもって充てる。

(イ) 鉄道警察隊副隊長は、命を受け、鉄道警察隊に関する特定業務を処理し、部下職員を指揮監督する。

セ 警察航空隊副隊長

(ア) 警察航空隊副隊長には、警部又はこれに相当する一般職員をもって充てる。

(イ) 警察航空隊副隊長は、命を受け、警察航空隊に関する特定業務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(2) 隊

ア 中隊長

(ア) 中隊長には、警部をもって充てる。

(イ) 中隊長は、命を受け、担当事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

イ 総括係長

第1号イの規定を準用する。

ウ 分駐隊長

(ア) 分駐隊長には、警部又は警部補をもって充てる。

(イ) 分駐隊長は、命を受け、分駐隊の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

エ 小隊長

(ア) 小隊長には、警部補をもって充てる。

(イ) 小隊長は、命を受け、小隊の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

オ 分隊長

(ア) 分隊長には、巡查部長をもって充てる。

(イ) 分隊長は、命を受け、分駐隊又は小隊の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

カ 隊員

(ア) 隊員には、巡查をもって充てる。

(イ) 隊員は、命を受け、分駐隊又は小隊の事務を処理する。

- キ 隊長補佐  
第1号アの規定を準用する。この場合において「課長補佐」とあるのは「隊長補佐又は中隊長」と、「課長」とあるのは「隊長」と読み替えるものとする。
- ク 係長、主任及び係員  
第1号ウ、エ及びオの規定をそれぞれ準用する。
- (3) 科学捜査研究所
  - ア 所長補佐  
第1号アの規定を準用する。この場合において「課長補佐」とあるのは「所長補佐」と、「課長」とあるのは「所長」と読み替えるものとする。
  - イ 主任専門研究員
    - (ア) 主任専門研究員には、警部に相当する一般職員をもって充てる。
    - (イ) 主任専門研究員は、命を受け、特に高度の知識経験を必要とする事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
  - ウ 専門研究員
    - (ア) 専門研究員には、警部補に相当する一般職員をもって充てる。
    - (イ) 専門研究員は、命を受け、高度の知識経験を必要とする係の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
  - エ 主任研究員
    - (ア) 主任研究員には、巡査部長に相当する一般職員をもって充てる。
    - (イ) 主任研究員は、命を受け、知識経験を必要とする係の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
  - オ 研究員
    - (ア) 研究員には、巡査に相当する一般職員をもって充てる。
    - (イ) 研究員は、命を受け、係の事務を処理する。

**第4条** 削除

**第5条** 削除

**(学校の内部組織)**

**第6条** 学校に別表2に定める係を置く。ただし、校長は、一の係に複数の係長が配置された場合又は特に必要があると認める場合は、警務部長の承認を受けて同表の係の定めにかかわらず係を設けることができる。

- 2 係の所掌事務は、同表に定めるとおりとする。ただし、校長は、前項ただし書の定めにより係を設けた場合は、警務部長の承認を受けて同表の定めにかかわらず当該係の所掌事務を別に定めることができる。

**(学校に置く職)**

**第7条** 学校に教官並びに校長補佐、総括係長、係長、主任及び係員を置く。

- 2 学校には、師範を置くことができる。

- 3 前2項の職に充てる職員及びその職務は、次に定めるとおりとする。

(1) 教官

- ア 教官には、警部、警部補、巡査部長又はこれらに相当する一般職員をもって充てる。
- イ 教官は、命を受け、学生の教育訓練を行う。

(2) 校長補佐

- ア 校長補佐には、警部又はこれに相当する一般職員をもって充てる。
- イ 校長補佐は、命を受け、担当事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
- ウ 校長補佐の担当事務は、別表2に定めるとおりとする。ただし、校長は、特に必要があると認める場合においては、警務部長の承認を受けて臨時に校長補佐担当事務を別に定めることができる。

(3) 総括係長

第3条第5項第1号イの規定を準用する。

(4) 係長、主任及び係員

第3条第5項第1号ウ、エ及びオの規定をそれぞれ準用する。

(5) 師範

第3条第5項第1号クの規定を準用する。ただし、校長は、必要があると認める場合は、担当事務を別に定めることができる。

**第8条及び第9条** 削除

**(警察署の内部組織)**

**第10条** 警察署に別表4に定める課又は係を置く。ただし、警察署長（以下「署長」という。）は、一の係に複数の係長が配置された場合又は特に必要があると認める場合は、警務部長の承認を受けて同表の係の定めにかかわらず係を設けることができる。

- 2 課又は係の所掌事務は、同表に定めるとおりとする。ただし、署長は、前項ただし書の規

定により係を設けた場合又は特に必要があると認める場合には、警務部長の承認を受けて同表の定めにかかわらず係の所掌事務を別に定めることができる。

3 署長は、必要により交番（警部交番を含む。以下同じ。）に係を置くことができる。

#### （警察署に置く職）

**第11条** 警察署の課に課長及び必要により課長代理を、係に総括係長、係長、主任及び係員を置き、交番に所長を置く。ただし、特に必要と認められる場合には、課の特定事務を担当する課長を置くことを妨げない。

2 警察署に、必要により特命指導官を置く。

3 警察署に、必要により専門官を置く。

4 前各項の職に充てる職員及びその職務は、次に定めるとおりとする。

(1) 課長

ア 課長には、警部又はこれに相当する一般職員をもって充てる。

イ 課長は、命を受け、課の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

ウ 課長の担当事務は、別表4に定めるとおりとする。

(2) 特命指導官

ア 特命指導官には、警部をもって充てる。

イ 特命指導官は、署長の特命事項及び警察安全相談を処理し、部下職員を指揮監督する。

(3) 課長代理

ア 課長代理には、警部補をもって充てる。

イ 課長代理は、命を受け、課の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(4) 総括係長

ア 第3条第5項第1号イの規定を準用する。

イ 交番・駐在所においては、ブロックを単一の係とみなし、必要により総括係長を置くことができる。

(5) 係長、主任及び係員

第3条第5項第1号ウ、エ及びオの規定をそれぞれ準用する。

(6) 交番所長

ア 警部交番所長には警部又は警部補を、その他の交番所長には警部補又は巡査部長をもって充てる。

イ 交番所長は、命を受け、交番の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

#### （本部の課、隊及び所並びに学校並びに警察署に置く職）

**第11条の2** 本部の課、隊及び所並びに学校並びに警察署に、必要により技能指導官を置き、警視、警部、警部補又はこれらに相当する一般職員をもって充てる。

2 技能指導官は、命を受け、特定の専門的な技能及び知識の普及・伝承に従事する。

#### （命免）

**第12条** 本部の課長、隊長及び所長並びに校長は、部下職員のうち警部以下の警察官又はこれに相当する一般職員に対する担当事務又は担当業務の命免を行う。

2 署長は、部下職員のうち警部補以下の警察官又はこれに相当する一般職員に対する担当事務又は担当業務の命免を行う。

#### （配置換えの特例）

**第13条** 第3条、第7条、第11条及び第11条の2に規定する警察官の階級については、昇任を前提とした発令に限り、1か月以内は、当該階級にかかわらず直近下位の階級の者を充てることができる。

別表 1 (第 2 条関係)

1 総務室

(1) 総務課

担 当	係	所 掌 事 務
庶務	庶務	課の庶務に関する事。
企画	企画	1 室の所掌事務に関する総合的な企画及び指導調整に関する事。 2 課の所掌事務に関する企画及び調整に関する事。 3 部長会議、部課長会議、部長・センター署長会議及び警察署長会議の開催に関する事。 4 公印の保管に関する事。 5 各部及び室内の他の課並びに他の係の所掌に属しない事務に関する事。
秘書	秘書	1 本部長会議の事務に関する事。 2 秘書に関する事。 3 沿革誌に関する事。
渉外	渉外	1 県議会との連絡に関する事。 2 関係機関等との連絡調整に関する事。
附置機 関名	係	所 掌 事 務
公安委 員会事 務室	公安委 員会	1 公安委員会の庶務に関する事。 2 警察署協議会に関する事。
取調べ 監督室	取調べ 監督	1 警察本部における被疑者取調べの監督に関する事。 2 取調べ室等の巡察に関する事。 3 監督対象行為の有無に係る調査に関する事。

(2) 広報県民課

担 当	係	所 掌 事 務
庶務	庶務	課の庶務に関する事。
企画	企画	1 課の所掌事務に関する企画及び調整に関する事。 2 他の係の所掌に属しない事務に関する事。
広報, 報道	広報	1 広報の企画、調査及び指導に関する事。 2 警察音楽隊に関する事。
	報道	3 報道機関との連絡に関する事。 4 広聴に関する事。
警察安 全相談, 情報公 開	警察安 全相談	警察安全相談に関する事。
	情報公 開	1 情報公開制度の運用に関する事。 2 警察業務に係る個人情報保護施策に関する事。
被害者 支援	被害者 支援	1 警察に係る犯罪被害者支援の総合的な企画、調査及び調整に関する事。 2 犯罪被害者等給付金に関する事。 3 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金に関する事。 4 国外犯罪被害弔慰金等に関する事。

(3) 会計課

担 当	係	所 掌 事 務
庶務	庶務	1 室の庶務の総合調整に関する事。 2 課の庶務に関する事。
企画	企画	1 課の所掌事務に関する企画及び調整に関する事。 2 他の係の所掌に属しない事務に関する事。
予算	予算	1 予算の編成、要求及び配賦に関する事。 2 その他予算事務に関する事。
出納第 一	出納第 一	1 国費の歳入歳出事務に関する事。 2 交通反則金徴収事務に関する事。 3 国有物品の取得及び検収に関する事。 4 国有物品の管理及び処分に関する事。
出納第 二	出納第 二	1 県費の歳入歳出事務に関する事。 2 決算事務に関する事。

		3 歳入歳出外の現金の事務に関する事 4 会計員の任免に関する事
調達第一	調達第一	1 県有物品の取得及び検収に関する事 2 県有物品の管理及び処分に関する事 3 役務等の調達に関する事
調達第二	調達第二	1 契約の審査及び管理に関する事 2 その他契約事務に関する事 3 建設工事の検査に関する事 4 その他特命事項に関する事
附置機 関名	係	所 掌 事 務
監査室	監査指 導	1 会計事務の指導に関する事 2 検査及び監査に関する事 3 拾得物及び遺失物の取扱いに関する事 4 その他特命事項に関する事

(4) 装備施設課

担 当	係	所 掌 事 務
庶務	庶務	課の庶務に関する事
企画	企画	1 課の所掌事務に関する企画及び調整に関する事 2 他の係の所掌に属しない事務に関する事
管財	管財	1 公有財産の取得、処分及び管理に関する事 2 公有財産の調査報告に関する事
営繕	営繕	1 施設・職員住宅の整備計画に関する事 2 営繕工事の設計、監督及び検収に関する事
庁舎管 理	庁舎管 理	1 警察本部庁舎の管理に関する事 2 警察本部庁舎の警戒警備に関する事
装備	装備	1 警察装備資機材の調査、企画、開発及び研究に関する事 2 警察被服等の支給及び貸与に関する事 3 警察武器、弾薬及び同付属品に関する事 4 警察装備品（他の課の所掌に属する装備品を除く。）に関する事
車両	車両	1 警察車両等の調達、配分及び運用に関する事 2 警察車両等の燃料に関する事
附置機 関名	係	所 掌 事 務
警察車 両整備 センター	総務 整備	1 警察車両の整備事務に関する事 2 警察車両整備センター施設の維持管理に関する事 警察車両整備の実施に関する事

(5) 情報管理課

担 当	係	所 掌 事 務
庶務	庶務	課の庶務に関する事
企画・ 文書管 理	企画・ 文書管 理	1 課の所掌事務に関する企画及び調整に関する事 2 印刷製本室の管理に関する事 3 公文書の管理に関する事 4 通送事務に関する事 5 他の係の所掌に属しない事務に関する事
先端技 術導入 推進	先端技 術導入 推進	1 デジタル化施策に関する事 2 先端技術の導入に関する事 3 警察情報システム等の最適化に関する事 4 デジタル人材の育成に関する事 5 警察情報システム等の企画及び調整に関する事
情報セ キュリ ティ	情報セ キュリ ティ	警察情報システム等の情報セキュリティに関する事
システ ム運用	システ ム運用	1 警察情報システム等の開発に関する事 2 警察情報システム等の運用及び保守に関する事

## (1) 警務課

担 当	係	所 掌 事 務
庶務	庶務	1 部の庶務の総合調整に関する事。 2 課の庶務に関する事。
人事第一	人事第一	1 職員の任免に関する事。 2 職員の募集及び採用に関する事。 3 職員の分限に関する事。 4 育児休業推進職制度に関する事。 5 会計年度任用職員制度に関する事。
人事第二	人事第二	1 職員の配置に関する事。 2 職員の規律及び服務に関する事。 3 職員の勤務評定に関する事。 4 昇任試験及び選考昇任に関する事。 5 人事記録の整備及び保管に関する事。 6 人事統計に関する事。 7 司法警察員の指定に関する事。
給与	給与	1 職員の給料及び諸手当に関する事。 2 給与制度等に関する調査、研究及び企画に関する事。 3 給与支払管理事務手続に関する事。 4 退職手当に関する事。 5 公務災害補償に関する事。 6 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する事。 7 警察職員の職務執行に関連する物的損害見舞金の支給に関する事。
企画第一	企画第一	1 部の所掌事務に関する総合的な企画及び指導調整に関する事。 2 課の所掌事務に関する企画及び調整に関する事。 3 組織及び定員に関する事。 4 勤務制度に関する事。 5 条例案、規則案、訓令案、例規通達案その他重要な公文書類の審査に関する事。 6 警察証明事務に関する事。 7 本部当直に関する事。 8 部内の他の課及び他の係の所掌に属しない事務に関する事。
企画第二	企画第二	1 警察運営についての企画及び調整に関する事。 2 業務の合理化・効率化に関する事。

## (2) 教養課

担 当	係	所 掌 事 務
庶務	庶務	課の庶務に関する事。
企画	企画	1 課の所掌事務に関する企画及び調整に関する事。 2 他の係の所掌に属しない事務に関する事。
学校・ 職場教 養	学校・ 職場教 養	1 学校教養全般の企画、調整に関する事。 2 警察学校の教養に関する事。 3 警察大学校及び管区学校に対する入校生の派遣に関する事。 4 職場教養に関する事。 5 語学教養に関する事。 6 外国語技能検定の事務に関する事。 7 教養資料の発行に関する事。 8 教養図書に関する事。
術科教 養、運 転技能 指導	術科教 養	1 術科の教養訓練に関する事。 2 術科の技能検定に関する事。 3 柔道及び剣道の段級位審査に関する事。 4 体育に関する事。 5 体力検定及び体力テストに関する事。 6 各種術科大会に関する事。 7 術科用具の維持管理に関する事。 8 警察武道館の維持管理に関する事。
	運転技 能指導	1 車両運転に係る教養訓練に関する事。 2 車両運転技能検定に関する事。

## (3) 厚生課

担当	係	所掌事務
庶務	庶務	課の庶務に関する事。
企画	企画	1 課の所掌事務に関する企画及び調整に関する事。 2 他の係の所掌に属しない事務に関する事。
厚生	厚生	1 生涯生活設計に関する事。 2 職員のレクリエーションに関する事。 3 岐阜県警察職員互助会に関する事。 4 ピアサポート制度に関する事。 5 児童手当に関する事。 6 その他職員の福利厚生に関する事。
保健	保健	職員の健康管理に関する事。
共済	共済	1 警察共済組合の短期給付事業、長期給付事業及び業務経理に関する事。 2 警察共済組合の福祉事業に関する事。 3 恩給に関する事。

(4) 監察課

担当	係	所掌事務
庶務	庶務	課の庶務に関する事。
企画・表彰	企画・表彰	1 課の所掌事務に関する企画及び調整に関する事。 2 叙位叙勲に関する事。 3 賞揚金に関する事。 4 ほう賞その他表彰に関する事。 5 他の係の所掌に属しない事務に関する事。
分析指導	分析指導	1 監察の分析及び指導に関する事。 2 予防監察に関する事。 3 懲戒に関する事。 4 その他特命事項に関する事。
訟務・苦情	訟務・苦情	1 訟務に関する事。 2 苦情（公安委員会宛を除く。）に関する事。 3 審査請求の審理に関する事。 4 その他特命事項に関する事。

(5) 留置管理課

担当	係	所掌事務
庶務	庶務	課の庶務に関する事。
企画	企画	1 課の所掌事務に関する企画及び調整に関する事。 2 留置業務の総合的な企画及び調整に関する事。 3 他機関との連絡調整に関する事。 4 留置業務の統計に関する事。 5 留置施設の維持管理に関する事。 6 他の係の所掌に属しない事務に関する事。
指導、護送	指導	1 留置業務一般に関する指導及び教養に関する事。 2 留置施設視察委員会の事務に関する事。
	護送	1 護送業務に関する事。 2 護送業務に関する指導教養及び点検に関する事。 3 護送車両の管理に関する事。 4 その他特命事項に関する事。

3 生活安全部

(1) 生活安全総務課

担当	係	所掌事務
庶務	庶務	1 部の庶務の総合調整に関する事。 2 課の庶務に関する事。
企画	企画	1 部の所掌事務に関する総合的な企画及び指導調整に関する事。 2 課の所掌事務に関する企画及び調整に関する事。 3 岐阜県防犯協会に関する事。 4 酩酊者、迷い子その他応急の救護を要する者の保護に関する事。 5 自殺統計に関する事。



営業, 保安行政, 風俗行政, 許可等 事務指 導・支 援	営業	6 部内の他の課及び他の係の所掌に属しない事務に関する事。 1 警備業法に関する事。 2 質屋営業法に関する事。 3 古物営業法に関する事。 4 岐阜県使用済金属類営業に関する条例の施行に関する事。 5 探偵業の業務の適正化に関する法律に関する事。
	保安行政	1 銃砲刀剣類所持等取締法に関する事。 2 火薬類取締法に関する事。 3 核燃料物資及び放射性同位元素等の運搬に関する事。 4 保安関係団体の育成及び指導に関する事。
	風俗行政	1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に関する事。 2 岐阜県風俗案内業の規制に関する条例の施行に関する事。 3 風俗関係団体の育成及び指導に関する事。 4 公営競技関係団体との連絡調整に関する事。
	許可等 事務指 導・支 援	1 生活安全関係の許可等事務の指導及び支援に関する事。 2 営業、保安行政及び風俗行政が所掌する立入検査等の指導及び支援に関する事。
地域安全, 犯罪抑止 対策, 特殊詐欺・高 齢者安全 対策	地域安全	1 地域安全活動の推進に関する事。 2 防犯関係団体の指導・育成に関する事。 3 防犯ボランティアに関する事。 4 安全・安心なまちづくりに関する事。
	犯罪抑 止対策	1 街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策の推進に関する事。 2 来日外国人の保護・安全対策に関する事。 3 特定店舗対象強盗事件等の防犯対策に関する事。 4 犯罪情報の発信に関する事。 5 自転車防犯登録の普及に関する事。 6 その他犯罪防止に関する企画、調査及び研究に関する事。
	特殊詐 欺・高 齢者安 全対策	1 特殊詐欺等匿名性の高い知能犯罪の予防活動に関する事。 2 高齢者の安全対策に関する事。

(2) 人身安全対策課

担 当	係	所 掌 事 務
庶務	庶務	課の庶務に関する事。
企画	企画	1 課の所掌事務に関する企画及び調整に関する事。 2 他の係の所掌に属しない事務に関する事。
指導 (ストー カー・D V), 特 捜	指導 (ストー カー・D V)	人身安全関連事案(恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案)の助言、指導及び支援に関する事。
	特捜第 一	1 人身安全関連事案(恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案、高齢者虐待事案、障害者虐待事案)の捜査、行政措置及び保護対策に関する事。
	特捜第 二	2 人身安全関連事案(児童虐待事案)の捜査に関する事。 3 その他特命捜査に関する事。
指導 (虐待), 初動支 援, 行 方不明 事案対 策	指導 (虐待)	1 高齢者虐待事案、障害者虐待事案の助言、指導及び支援に関する事。 2 少年相談のうち、児童虐待事案に関する事。
	初動支 援	1 人身安全関連事案(恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案、高齢者虐待事案、障害者虐待事案、児童虐待事案)の捜査、行政措置及び保護対策に係る初動措置に関する事。 2 その他特命捜査に関する事。
	行方不 明事案 対策	1 行方不明者発見活動に関する事。 2 高齢者等行方不明者対策に関する事。

(3) 少年課

担 当	係	所 掌 事 務
-----	---	---------

庶務	庶務	課の庶務に関すること。
企画指導	企画指導	1 課の所掌事務に関する企画及び調整に関すること。 2 少年警察に関する総合的な企画及び調査に関すること。 3 少年警察活動の指導及び教養に関すること。 4 他の係の所掌に属しない事務に関すること。
少年育成支援	少年育成支援	1 少年非行の防止に関すること。 2 少年補導に関すること。 3 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関すること。 4 少年に対する暴力団の影響の排除に関すること。 5 少年を被害者とする犯罪の防止に関すること。 6 児童虐待事案の行政措置及び保護対策に関すること。 7 少年相談に関すること（児童虐待事案を除く。）。 8 少年警察ボランティアに関すること。 9 少年育成支援官の運用に関すること。 10 少年サポートセンターに関すること。 11 少年非行等の統計に関すること。 12 少年を取り巻く有害環境の浄化対策に関すること。
少年事件指導, 少年特捜	少年事件指導, 少年特捜	少年事件の指導及び調整に関すること。 1 少年事件の捜査に関すること。 2 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること。 3 その他特命捜査に関すること。
子供・女性安全対策	子供・女性安全対策	1 子供と女性を性犯罪等の被害から守るための企画及び調整に関すること。 2 通学路等における子供の安全対策の推進に関すること。 3 幼児等の連れ去り事案の未然防止及び児童の性被害予防教育活動に関すること。 4 再犯防止措置対象者に関すること。

(4) 生活環境課

担当	係	所掌事務
庶務	庶務	課の庶務に関すること。
企画	企画	1 課の所掌事務に関する企画及び調整に関すること。 2 他の係の所掌に属しない事務に関すること。
保安・風俗	保安・風俗	1 銃砲刀剣類等（拳銃その他の銃器を除く。）の取締りに関すること。 2 狩猟関係事犯の取締りに関すること。 3 火薬類、消防危険物、高圧ガス、核燃料物資その他危険物の取締りに関すること。 4 風俗関係事犯の取締りに関すること。 5 売春関係事犯の取締りに関すること。 6 わいせつ事犯の取締りに関すること。 7 射幸行為の取締りに関すること。 8 外国人労働者に係る雇用関係事犯の捜査に関すること。 9 その他特命捜査に関すること。
生活経済	生活経済	1 経済関係（不動産、金融及び知的財産権侵害等）事犯の取締りに関すること。 2 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律に関すること。 3 岐阜県迷惑行為防止条例に規定する犯罪（身体的な接触を伴う卑わいな行為を除く。）の取締りに関すること。 4 他の課の所掌に属しない諸法令違反の取締りに関すること。 5 その他特命捜査に関すること。
環境・保健衛生	環境・保健衛生	1 公害関係事犯その他の環境関係事犯の取締りに関すること。 2 保健衛生関係事犯の取締りに関すること。 3 その他特命捜査に関すること。

(5) サイバー犯罪対策課

担当	係	所掌事務
庶務	庶務	課の庶務に関すること。
企画	企画	1 課の所掌事務に関する企画及び調整に関すること。

		2 他の係の所掌に属しない事務に関する事。
サイバーセキュリティ戦略, サイバー犯罪対策	サイバーセキュリティ戦略	1 サイバーセキュリティ戦略に係る企画及び調整に関する事。 2 サイバー空間の脅威への対処に係る指導及び教養並びに人材育成に関する事。 3 サイバー犯罪に係る検定及び資格に関する事。
	サイバー犯罪対策	1 サイバー犯罪対策に係る企画及び調整に関する事。 2 サイバー犯罪抑止対策に関する事。 3 サイバーパトロールに関する事。 4 サイバー犯罪110番に関する事。 5 民間企業のサイバーセキュリティ対策の向上促進に関する事。 6 サイバー犯罪対策アドバイザー及びサイバー防犯ボランティアに関する事。
事件指導・技術支援	事件指導	1 サイバー捜査の指導及び調整に関する事。 2 サイバー捜査の情報及び資料に関する事。 3 サイバー捜査の支援に関する事（情報技術の支援を除く。）。 4 他の所属の所掌に属しないサイバー捜査の共助に関する事。
	技術支援	1 犯罪の取締りのための情報技術の支援に関する事。 2 犯罪の取締りのための電磁的記録の解析に関する事。 3 その他犯罪の取締りのための情報通信の技術に関する事。
特捜	特捜第一	1 不正アクセス関係事犯の取締りに関する事。 2 不正指令電磁的記録に関する犯罪の取締りに関する事。
	特捜第二	3 他の所属の所掌に属しないサイバー事案の捜査に関する事。
	特捜第三	4 その他特命捜査に関する事。
	特捜第四	

#### 4 地域部

##### (1) 地域課

担当	係	所掌事務
庶務	庶務	1 部（自動車警ら隊を除く。）の庶務の総合調整に関する事。 2 課の庶務に関する事。
企画	企画	1 部の所掌事務に関する総合的な企画及び指導調整に関する事。 2 課の所掌事務に関する企画及び調整に関する事。 3 地域警察の企画、調査及び研究に関する事。 4 交番、駐在所及び警ら用無線自動車の運用に関する事。 5 部内の他の課及び隊並びに他の係の所掌に属しない事務に関する事。
山岳, 雑踏・事故	山岳	山岳遭難事故における人命の救助及び山岳遭難事故の防止に関する事。
	雑踏・事故	1 雑踏警備に関する事。 2 水難、その他の事故における人命の救助及びこれらの事故防止に関する事。 3 日本銀行券等の輸送警備に関する事。
指導	指導第一	1 地域警察官の指導及び教養に関する事。 2 地域警察官の受傷事故防止に関する事。
	指導第二	3 地域警察官の職務質問技能に関する事。 4 移動交番の運用に関する事。
附置機関名	係	所掌事務
鉄道警察隊	鉄道警察隊	1 鉄道施設及びその周辺における警ら活動に関する事。 2 鉄道施設における犯罪の捜査に関する事。
	岐阜分駐隊	3 線路、運転保安施設その他重要な鉄道施設の警戒警備の実施に関する事。
	岐阜羽島分駐隊	4 鉄道施設における雑踏警備の実施に関する事。 5 列車警乗の実施に関する事。 6 列車による現金等の運送警備の実施に関する事。

	大垣分駐隊	7 列車による危険物の運送の取締りの実施に関する事。
	多治見分駐隊	8 鉄道事故における人命の救助及び鉄道事故の防止に関する事。
	高山分駐隊	9 鉄道関係機関、団体等との連絡調整に関する事。
		10 鉄道警察隊庁舎、岐阜駅警察官連絡所及び岐阜羽島駅警察官連絡所施設の維持管理に関する事。

(2) 通信指令課

担当	係	所掌事務
庶務	庶務	課の庶務に関する事。
企画指導	企画指導	1 課の所掌事務に関する企画及び調整に関する事。 2 初動警察に関する企画、研究及び指導教養に関する事。 3 他の係の所掌に属しない事務に関する事。
通信運用、電話交換	通信運用	1 警察通信の調査、統計、研究及び企画に関する事。 2 警察通信の指導教養に関する事。 3 警察通信の管理及び運用に関する事。
	電話交換	電話交換業務に関する事。
通信指令	指令第一	1 有線、無線通信による指令、手配、通報、照会、連絡等並びにこれらの管理及び処理に関する事。 2 緊急電話の受理及び処理に関する事。 3 緊急配備に関する事。 4 警察通信の統制運用に関する事。 5 その他通信指令業務に関する事。
	指令第二	
	指令第三	
	指令第三	

(3) 自動車警ら隊

担当	係	所掌事務
庶務	庶務	隊の庶務に関する事。
企画指導、機動警ら	企画指導	1 隊の運用に関する総合的な企画及び指導調整に関する事。 2 他の係の所掌に属しない事務に関する事。
	機動警ら第一	1 機動警ら活動に関する事。 2 重要又は特異事件その他事件事故の初動警察活動に関する事。 3 重要事件に対する緊急配備活動に関する事。 4 その他特命事項の処理に関する事。
	機動警ら第二	
	機動警ら第三	

5 刑事部

(1) 刑事総務課

担当	係	所掌事務
庶務	庶務	1 部（機動捜査隊を除く。）の庶務の総合調整に関する事。 2 課の庶務に関する事。
企画、手配共助	企画	1 部の所掌事務に関する総合的な企画及び指導調整に関する事。 2 課の所掌事務に関する企画及び調整に関する事。 3 部内の他の課、所及び隊並びに他の係の所掌に属しない事務に関する事。
	手配共助	1 捜査共助に関する事（国際捜査課の所掌に属するものを除く。）。 2 指名手配に関する事。
附置機関名	係	所掌事務
刑事指導室	指導	1 捜査の適正化に関する事。
		2 告訴（発）事件の指導・教養に関する事。
		3 各部の捜査指導係との調整に関する事。
4 刑事部の所掌する事件捜査の紛議・事故防止に関する事。		
5 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の運用に関する事。		
取調べ指導	取調べの高度化・適正化を図るための指導、教養等に関する事。	
教養・公判対	1 刑事教養に関する事。 2 公判対応に関する指導及び教養に関する事。	

	応	3 各部の公判対応係との調整に関する事 4 刑事部の所掌する事件の公判連絡に関する事。
捜査支援室	犯罪分析企画	犯罪捜査の支援に関する総合的な企画及び指導調整に関する事。
	犯罪分析支援	犯罪捜査に関する情報の収集、分析その他犯罪捜査の支援に関する事。
	システム	捜査支援システムに関する事。
	照会・犯歴登録	1 電子計算組織による照会業務に関する事。 2 犯歴登録業務等に関する事。
	財務・犯罪収益捜査支援	1 財務捜査及び犯罪収益捜査の支援に関する事。 2 疑わしい取引に関する情報の分析・活用等に関する事。 3 その他特命事項に関する事。
	治安分析	1 治安分析に関する事。 2 その他各種情報に基づく犯罪予測に関する事。
	犯罪統計	犯罪統計に関する事。
	手口	1 手口捜査に関する事。 2 手口資料に関する事。

(2) 捜査第一課

担当	係	所掌事務
庶務	庶務	課の庶務に関する事。
企画指導	企画指導	1 課の所掌事務に関する企画、調整及び指導に関する事。 2 広域捜査に関する事。 3 事件情報の収集及び分析に関する事。 4 他の係の所掌に属しない事務に関する事。
検視	検視	1 検視、死体調査等に関する事。 2 臓器移植に対応する関係機関との連絡調整に関する事。
強行犯第一	強行犯第一	1 凶悪事件（放火を除く。）の捜査に関する事。 2 未解決重要事件その他の重要事件の捜査指揮に関する事（長期未解決事件を除く。） 3 公務執行妨害事件に関する事。 4 重要事件の初動捜査に関する事。 5 他の係の所掌に属しない一般刑法犯の捜査に関する事。
強行犯第二・長期未解決事件捜査	強行犯第二・長期未解決事件捜査	1 凶悪事件（放火を除く。）の捜査に関する事。 2 未解決重要事件その他の重要事件の捜査指揮に関する事。 3 長期未解決事件の捜査に関する事。 4 公務執行妨害事件に関する事。 5 重要事件の初動捜査に関する事。 6 他の係の所掌に属しない一般刑法犯の捜査に関する事。
性犯罪・人身安全捜査	性犯罪・人身安全捜査第一	1 性犯罪及び身体的な接触を伴う卑わいな行為の捜査に関する事。 2 人身安全関連事案の捜査に関する事。
	性犯罪・人身安全捜査第二	
	性犯罪・人身安全捜査第三	
特殊犯第一	特殊犯第一	1 人質・誘拐事件の捜査に関する事。 2 航空機、船舶等の不法奪取事件等の捜査に関する事。 3 航空機、列車事故等重大な過失事件（交通関係事件を除く。）の捜査に関する事。

特殊犯第二	特殊犯第二	4 列車妨害事件の捜査に関する事 5 特異脅迫・恐喝事件の捜査に関する事 6 火災事件の捜査に関する事 7 報道協定制度の運用に関する事 8 薬物・爆発物を使用した特異重要事件の捜査に関する事 9 その他科学的な知識及び技術を必要とする事件の捜査に関する事。
-------	-------	--

(3) 捜査第二課

担当	係	所掌事務
庶務	庶務	課の庶務に関する事。
企画指導	企画指導	1 課の所掌事務に関する企画及び調整に関する事。 2 知能犯罪の捜査の企画及び指導に関する事（告訴（発）事件に関する事を除く。） 3 他の係の所掌に属しない事務に関する事。
選挙・情報分析	選挙・情報分析	1 選挙関係法令違反の取締りに関する事。 2 選挙関係法令の質疑に関する事。 3 知能犯・選挙情報の収集及び投書に関する事。 4 知能犯・選挙情報の分析・管理に関する事。
告訴、金融・企業犯	告訴	1 知能犯罪に係る告訴（発）事件の企画及び指導に関する事。 2 知能犯罪に係る告訴（発）事件の捜査に関する事。 3 一般知能事件の捜査及び指導に関する事。 4 その他特命捜査に関する事。
	金融・企業犯	1 企業及び金融機関に係る犯罪の捜査に関する事。 2 財務捜査に関する事。 3 その他特命捜査に関する事。
特捜第一	特捜第一	1 重要知能犯罪の捜査に関する事。 2 選挙犯罪の捜査に関する事。 3 その他特命捜査に関する事。
特捜第二	特捜第二	
特捜第三	特捜第三	

(4) 捜査第三課

担当	係	所掌事務
庶務	庶務	課の庶務に関する事。
企画	企画	1 課の所掌事務に関する企画及び調整に関する事。 2 他の係の所掌に属しない事務に関する事。
事件指導、盗品捜査・情報分析	事件指導	1 窃盗事件捜査の指導に関する事。 2 合同・共同捜査等の調整に関する事。 3 窃盗犯捜査情報に関する事。
	盗品捜査第一・情報分析	1 盗品捜査に関する事。 2 窃盗犯捜査情報の収集及び分析に関する事。
	盗品捜査第二	盗品捜査に関する事。
	盗品捜査第三	
特捜	特捜第一	1 窃盗事件の捜査に関する事。 2 移動警察に関する事。
	特捜第二	
	特捜第三	

(5) 組織犯罪対策課

担当	係	所掌事務
庶務	庶務	課の庶務に関する事。
企画指導	企画指導	1 課の所掌事務に関する企画、調整及び指導に関する事（特殊詐欺に関する事を除く。）。

		2 薬物銃器事犯捜査共助に関する事 3 他の係の所掌に属しない事務に関する事 4 その他特命事項に関する事
特殊詐欺	特殊詐欺	1 特殊詐欺捜査の企画及び指導に関する事 2 捜査嘱託の受理に関する事 3 その他特命事項に関する事
暴力団排除	暴力団排除	1 暴力団排除活動、社会復帰対策及び保護対策に関する事 2 岐阜県暴力団排除条例に関する事 3 企業・行政対象暴力に関する事 4 岐阜県暴力追放推進センターに関する事 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に関する事 6 その他特命事項に関する事
指定、 情報指導	指定	1 暴力団・暴力団員等の指定認定に関する事 2 匿名・流動型犯罪グループ対策に関する事 3 その他特命事項に関する事
	情報指導	1 情報収集活動の組織的な実施、管理及び指導教養に関する事 2 その他特命事項に関する事
システム	システム	1 組織犯罪対策情報管理システムその他のシステムの運用及び管理に関する事 2 その他特命事項に関する事
匿名・ 流動型 犯罪グ ループ 実態解 明	匿名・ 流動型 犯罪グ ループ 実態解 明	1 匿名・流動型犯罪グループの実態解明に関する事 2 特定対象組織の実態解明に関する事 3 犯罪収益の解明に関する事 4 その他特命捜査に関する事
匿名・ 流動型 犯罪グ ループ 取締	匿名・ 流動型 犯罪グ ループ 取締	1 匿名・流動型犯罪グループの捜査に関する事 2 特定対象組織の捜査に関する事 3 犯罪収益の捜査に関する事 4 その他特命捜査に関する事
暴力団 犯罪特 捜	暴力団 犯罪特 捜	1 暴力団犯罪の捜査に関する事 2 暴力団等犯罪組織の資金源の取締りに関する事 3 暴力団等犯罪組織の実態解明に関する事 4 その他特命捜査に関する事
銃器犯 罪特捜	銃器犯 罪特捜	1 銃器犯罪の捜査に関する事 2 その他特命捜査に関する事
薬物事 犯特捜	薬物事 犯特捜	1 麻薬・覚醒剤等薬物事犯の取締りに関する事 2 その他特命捜査に関する事
特殊詐 欺事件 特捜	特殊詐 欺事件 特捜	1 特殊詐欺事件の捜査に関する事 2 その他特命捜査に関する事

(6) 国際捜査課

担当	係	所掌事務
庶務	庶務	課の庶務に関する事
企画指 導、在 留外国 人総合 対策	企画指 導	1 課の所掌事務に関する企画、調整及び指導に関する事 2 国際捜査共助に関する事 3 通訳及び翻訳に関する事 4 他の係の所掌に属しない事務に関する事 5 その他特命事項に関する事
	在留外 国人総 合対策	在留外国人総合対策に関する事
実態解 明、特 捜	実態解 明	1 国際犯罪の情報収集、分析及び実態解明に関する事 2 その他特命事項に関する事
	特捜第 一	1 国際犯罪捜査に関する事 2 国外逃亡被疑者の追跡捜査に関する事
	特捜第 三	3 国外犯捜査に関する事

	二	4 その他特命事項に関する事。
--	---	-----------------

(7) 鑑識課

担当	係	所掌事務
庶務	庶務	1 課の庶務に関する事。 2 鑑識施設及び資器材に関する事。
企画指導	企画指導	1 課の所掌事務に関する企画及び調整に関する事。 2 鑑識に関する調査、企画及び指導教養に関する事。 3 鑑識技能検定に関する事。 4 他の係の所掌に属しない事務に関する事。
現場、機動鑑識	現場	1 現場鑑識に関する事。 2 鑑識資器材の管理活用に関する事。 3 警察犬の囑託運用及び似顔絵に関する事。 4 その他特命事項に関する事。
	機動鑑識	1 機動鑑識に関する事。 2 その他特命事項に関する事。
写真	写真	1 現場写真及び鑑定写真に関する事。 2 被疑者写真及び手配写真に関する事。 3 画像処理に関する事。 4 現場鑑識に関する事。
足痕跡	足痕跡	1 足痕跡の鑑定に関する事。 2 足痕跡の手配及び照会に関する事。 3 足跡写真票等の整理、保管及び対照に関する事。 4 現場鑑識に関する事。
現場指紋	現場指紋	1 現場指掌紋等の対照に関する事。 2 遺留指掌紋等の鑑定に関する事。 3 遺留指掌紋の照会に関する事。 4 現場鑑識に関する事。
指紋資料	指紋資料	1 指掌紋記録の収集管理に関する事。 2 指掌紋の対照に関する事。 3 処分結果の整理保管に関する事。 4 氏名照会に関する事。 5 身元不明死体票及び行方不明者届受理票の写しの保管及び対照に関する事。 6 犯罪経歴証明書の発給に関する事。

(8) 科学捜査研究所

担当	係	所掌事務
庶務	庶務	1 所の庶務に関する事。 2 所の施設、鑑定機器及び資器材に関する事。
企画指導	企画指導	1 所の所掌事務に関する企画及び調整に関する事。 2 鑑定検査に関する調査、連絡調整、企画及び指導教養に関する事。 3 他の係の所掌に属しない事務に関する事。
法医	法医	1 血液、体液、組織片等の鑑定検査及び研究に関する事。 2 毛髪、白骨、顔貌等の鑑定検査及び研究に関する事。 3 上記以外の法医学を応用した鑑定検査及び研究に関する事。 4 その他特命事項に関する事。
化学	化学	1 麻薬、覚醒剤等の鑑定検査及び研究に関する事。 2 毒物、劇物の鑑定検査及び研究に関する事。 3 工業製品等の鑑定検査及び研究に関する事。 4 上記以外の化学を応用した鑑定検査及び研究に関する事。 5 その他特命事項に関する事。
物理	物理	1 火災、爆発の鑑定検査及び研究に関する事。 2 銃器、弾丸類の鑑定検査及び研究に関する事。 3 機械構造物、交通事故等の鑑定検査及び研究に関する事。 4 画像の解析、鑑定検査及び研究に関する事。 5 上記以外の物理学及び工学を応用した鑑定検査及び研究に関する事。 6 その他特命事項に関する事。
文書、	文書	1 筆跡、印影及び不明文字の鑑定検査並びに研究に関する事。



心理		2 上記以外の文書類の鑑定検査及び研究に関すること。
		3 偽造通貨の鑑定検査及び研究に関すること。
		4 その他特命事項に関すること。
	心理	1 ポリグラフによる鑑定検査及び研究に関すること。
		2 心理学を応用した鑑定検査及び研究に関すること。
		3 その他特命事項に関すること。

(9) 機動捜査隊

担当	係	所掌事務
庶務	庶務	隊の庶務に関すること。
企画広域捜査	企画広域捜査	1 隊の運用に関する総合的な企画及び指導調整に関すること。 2 広域機動捜査に関すること。 3 他の係の所掌に属しない事務に関すること。
機動捜査第一	機動捜査第一	1 重要又は特異事件その他刑事事件の初動捜査に関すること。 2 窃盗事件等犯罪多発地域における遊撃的機動捜査に関すること。
機動捜査第二	機動捜査第二	3 その他特命事件の捜査に関すること。
機動捜査第三	機動捜査第三	

6 交通部

(1) 交通企画課

担当	係	所掌事務
庶務	庶務	1 部（運転免許課、交通機動隊及び高速道路交通警察隊を除く。）の庶務の総合調整に関すること。 2 課の庶務に関すること。
企画	企画	1 部の所掌事務に関する総合的な企画及び指導調整に関すること。 2 課の所掌事務に関する企画及び調整に関すること。 3 交通法令の解釈に関すること。 4 地域交通安全活動推進委員制度の運用に関すること。 5 自動車運転代行業に関すること（交通指導課の所掌に属するものを除く。） 6 安全運転管理者制度の運用に関すること。 7 自動車安全運転センター及び岐阜県交通安全協会に関すること。 8 交通関係の巡回指導及び教養に関すること。 9 交通警察の執行力強化に関すること。 10 その他特命事項に関すること。 11 部内の他の課及び隊並びに他の係の所掌に属しない事務に関すること。
安全、高齢者交通安全対策	安全	1 交通安全運動に関すること。 2 交通安全教育に関すること（高齢者交通安全対策の所掌に関するものを除く。） 3 交通安全教育班の運用に関すること。 4 外国人交通安全教育指導員の運用に関すること。 5 交通安全対策協議会との連絡調整に関すること。
	高齢者交通安全対策	高齢者の交通安全教育に関すること。
統計、分析	統計	交通事故統計に関すること。
	分析	1 交通事故の分析及び調査研究に関すること。 2 交通事故の防止対策に関すること。 3 交通安全対策に関する道路管理者等との連絡調整に関すること。

(2) 交通指導課

担当	係	所掌事務
庶務	庶務	課の庶務に関すること。
企画	企画	1 課の所掌事務に関する企画及び調整に関すること。 2 他の係の所掌に属しない事務に関すること。
指導取	指導取	1 交通指導取締りに関すること。

締	締	2 交通反則通告制度の運用に関する事 3 交通指導取締り用資器材の管理に関する事 4 交通法令違反の統計に関する事 5 交通街頭活動中の受傷事故防止対策に関する事 6 自動車の指示・使用制限に関する事
反則指導、駐車対策	反則指導	1 交通反則通告業務に関する事 2 反則金不納付事件の捜査に関する事 3 交通反則事件の指導教養に関する事
	駐車対策	1 放置違反金関係事務に関する事 2 確認事務等の民間委託に関する事 3 放置駐車に係る車両の使用制限に関する事 4 その他駐車違反に関する事
附置機関名	係	所 掌 事 務
交通捜査室	捜査支援	1 交通事故・事件の捜査指導及び支援に関する事 2 交通事故・事件に関する公判連絡に関する事 3 交通事故・事件に関する被害者対策に関する事 4 交通事故総合管理システムに関する事 5 その他特命事項の処理に関する事
	交通鑑識	交通鑑識に関する事
	交通捜査第一	1 交通事故・事件の捜査に関する事 2 暴走族取締り及び暴走族事件の捜査に関する事
	交通捜査第二	3 重要ひき逃げ事件の捜査及び手配に関する事 4 交通事故・事件捜査の支援に関する事
	交通捜査第三	5 その他特命事項に関する事

(3) 交通規制課

担当	係	所 掌 事 務
庶務	庶務	課の庶務に関する事
企画	企画	1 課の所掌事務に関する企画及び調整に関する事 2 道路の使用許可に関する事 3 自動車運送事業の申請に関する事 4 交通規制の除外指定等に関する事 5 自動車の保管場所に関する事 6 緊急自動車の指定に関する事 7 他の係の所掌に属しない事務に関する事
規制	規制	1 交通規制の調査及び実施に関する事 2 交通規制台帳の管理に関する事 3 道路標識、道路標示の整備及び維持管理に関する事 4 災害時の交通規制に関する事 5 工事の設計、監督及び検収に関する事
道路協議管理	道路協議	道路管理者等との協議等に関する事
管理	管理	1 交通安全施設の財産管理に関する事 2 交通安全施設の保守委託に関する事 3 交通安全施設の電気料、回線料に関する事 4 交通規制情報管理システムに関する事
附置機関名	係	所 掌 事 務
交通管制センター	信号運用	1 信号機の運用に関する事 2 交通管制システムの運用に関する事 3 道路交通情報の収集及び提供に関する事 4 制限外積載及びけん引の許可に関する事
	施設	1 交通安全施設等整備事業計画の企画に関する事 2 信号機等の整備及び維持管理に関する事 3 交通管制システムの整備及び維持管理に関する事

		4 工事の設計、監督及び検収に関すること。
--	--	-----------------------

(4) 運転免許課

担当	係	所掌事務
庶務	庶務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 課の庶務に関すること。</li> <li>2 庁舎施設の維持管理に関すること。</li> </ol>
企画指導	企画指導	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 課の所掌事務に関する企画及び調整に関すること。</li> <li>2 運転免許事務の調査、研究及び企画に関すること。</li> <li>3 運転免許の統計に関すること。</li> <li>4 他の係の所掌に属しない事務に関すること。</li> <li>5 その他特命事項に関すること。</li> </ol>
免許管理	免許管理	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 運転免許台帳の整理保管に関すること。</li> <li>2 運転免許の事実照会に関すること。</li> <li>3 国外運転免許証の事務に関すること。</li> <li>4 運転免許の登録業務に関すること。</li> <li>5 運転者講習センターの指導・教養及び運用計画に関すること。</li> <li>6 運転免許証の記載事項の変更に関すること。</li> <li>7 運転免許証の返納等に関すること。</li> <li>8 運転経歴証明書の事務に関すること。</li> </ol>
	岐阜運転者講習センター	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 運転免許証の更新に関すること。</li> <li>2 運転免許証の再交付に関すること。</li> </ol>
	多治見運転者講習センター	<ol style="list-style-type: none"> <li>3 運転免許証の記載事項の変更に関すること。</li> <li>4 運転免許証の返納等に関すること。</li> </ol>
	東濃運転者講習センター	<ol style="list-style-type: none"> <li>5 運転経歴証明書の事務に関すること。</li> <li>6 国外運転免許証の事務に関すること。</li> </ol>
	飛驒運転者講習センター	<ol style="list-style-type: none"> <li>7 運転免許試験の実施に関すること。</li> <li>8 仮運転免許証の事務に関すること。</li> <li>9 認知機能検査の実施に関すること。</li> </ol>
	西濃運転者講習センター 中濃運転者講習センター	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 運転免許証の更新に関すること。</li> <li>2 運転免許証の再交付に関すること。</li> <li>3 運転免許証の記載事項の変更に関すること。</li> <li>4 運転免許証の返納等に関すること。</li> <li>5 運転経歴証明書の事務に関すること。</li> <li>6 国外運転免許証の事務に関すること。</li> <li>7 運転免許試験の実施に関すること。</li> <li>8 認知機能検査の実施に関すること。</li> </ol>
行政処分	行政処分	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 運転免許の取消し及び停止に関すること。</li> <li>2 運転免許の拒否及び保留に関すること。</li> <li>3 運転免許不適格事由に関する登録業務に関すること。</li> <li>4 意見の聴取等の実施事務に関すること。</li> </ol>
教育	教育	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 運転免許に関する講習の実施に関すること。</li> <li>2 認知機能検査及び運転技能検査に関すること。</li> </ol>
運転適性指導	運転適性指導	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一定の病気等に係る医師の診断書の審査及び臨時適性検査に関すること。</li> <li>2 認知機能検査に係る医師の診断書の審査及び臨時適性検査に関すること。</li> <li>3 安全運転相談に関すること。</li> </ol>
附置機関名	係	所掌事務
自動車運転免許試験場	総務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 運転免許の試験事務に関すること。</li> <li>2 試験場施設の維持管理に関すること。</li> <li>3 試験用車両の維持管理に関すること。</li> </ol>
	適性検査・学科試験	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 運転免許適性試験に関すること。</li> <li>2 臨時適性検査に関すること（運転適性指導係の所掌に関するものを除く。）。</li> <li>3 運転免許学科試験に関すること。</li> </ol>
	技能試験	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 運転免許技能試験に関すること。</li> <li>2 指定自動車教習所の技術指導に関すること。</li> <li>3 臨時の高齢者講習の実施に関すること。</li> </ol>

		4 運転技能検査に関すること（教育係の所掌に関するものを除く。）。
	外国免許	外国免許の切替に関すること。
	教習所	1 指定自動車教習所の指定及び指導監督並びに届出教習所の届出受理及び指導に関すること。 2 指定自動車教習所の技能検定員及び教習指導員の審査に関すること。 3 政令で定める指定自動車教習所職員に対する講習に関すること。 4 取得時講習に関すること。 5 岐阜県指定自動車教習所協会に関すること。 6 仮運転免許証の事務に関すること。

(5) 交通機動隊

担当	係	所掌事務
庶務	庶務	1 自動車警ら隊、機動捜査隊及び交通機動隊の庶務の総合調整に関すること。 2 隊の庶務に関すること。 3 庁舎施設の維持管理に関すること。
企画指導	企画指導	1 隊の運用に関する総合的な企画及び指導調整に関すること。 2 他の係等の所掌に属しない事務に関すること。
小隊、分駐隊	岐阜第一小隊	1 機動的な交通指導取締り技術の研究及び隊員の運転技術の指導に関すること。 2 交通指導取締り、交通整理及び交通事故発生時の初動活動の実施に関すること。 3 交通法令違反事件の処理に関すること。 4 その他特命事項に関すること。
	岐阜第二小隊	1 交通指導取締り、交通整理及び交通事故発生時の初動活動の実施に関すること。
	岐阜第三小隊	2 交通法令違反事件の処理に関すること。 3 その他特命事項に関すること。
	東濃分駐隊	
	飛騨分駐隊	

(6) 高速道路交通警察隊

担当	係	所掌事務
庶務	庶務	1 隊の庶務に関すること。 2 庁舎施設の維持管理に関すること。
企画指導、管制	企画指導	1 隊の運用に関する総合的な企画及び指導調整に関すること。 2 高速自動車国道及び自動車専用道路（ただし、高速自動車国道に接続するものに限る。以下「高速道路」と総称する。）における交通事故事件に関する指導調整及び交通規制に関すること。 3 中部管区警察局高速道路管理室との連絡調整に関すること。 4 高速道路における速度違反自動取締装置の管理に関すること。 5 他の係等の所掌に属しない事務に関すること。 6 その他特命事項に関すること。
	管制	1 高速道路における交通管制に関すること。 2 高速道路における速度違反自動取締装置の運用及び捜査に関すること。 3 その他特命事項に関すること。
岐阜分駐隊	岐阜分駐隊	高速道路における次に掲げる事項の処理に関すること。
各務原分駐隊	各務原分駐隊	1 交通の指導及び取締り 2 交通事故事件の捜査及び処理 3 交通規制その他の交通警察活動
高山分駐隊	高山分駐隊	4 無線自動車による警ら及び一般犯罪の予防活動 5 事件事故発生の場合における初動措置活動及び緊急配備活動
多治見分駐隊	多治見分駐隊	6 その他特命事項

## (1) 警備総務課

担当	係	所掌事務
庶務	庶務	1 部（機動隊を除く。）の庶務の総合調整に関する事 2 課の庶務に関する事。
企画	企画	1 部の所掌事務に関する総合的な企画及び指導調整に関する事。 2 課の所掌事務に関する企画及び調整に関する事。 3 警備警察に関する法令の調査及び研究に関する事。 4 部内の他の課及び隊並びに他の係の所掌に属しない事務に関する事。
指導教養	指導教養	部の所掌事務に関する指導及び教養に関する事。
資料	資料	警備警察に関する資料の整備及び保存に関する事。
サイバー攻撃対策	サイバー攻撃対策	サイバー攻撃対策に関する事。

## (2) 警備第一課

担当	係	所掌事務
庶務	庶務	課の庶務に関する事。
企画	企画	1 課の所掌事務に関する企画及び指導調整に関する事。 2 他の係の所掌に属しない事務に関する事。
情報第一	情報第一	警備情報の収集、整理その他警備情報に関する事（情報第二・情報第三・情報第四係の所掌に関するものを除く。）。
情報第二	情報第二	極端な国家主義的主張に基づく暴力主義的活動に関する警備情報の収集、整理その他これらの活動に関する警備情報に関する事。
情報第三	情報第三	外国人に係る警備情報の収集、整理その他外国人に係る警備情報に関する事（情報第四係の所掌に関するものを除く。）。
情報第四	情報第四	外国人又はその活動の本拠が外国にある日本人によるテロリズムに関する警備情報の収集、整理その他これらの活動に関する警備情報に関する事。
情報第五	情報第五	警備情報活動に関する事。
情報第六	情報第六	
事件	事件	1 警備犯罪の捜査に関する事（警備総務課の所掌に関するものを除く。）。 2 警備犯罪捜査の指導に関する事（警備総務課の所掌に関するものを除く。）。

## (3) 警備第二課

担当	係	所掌事務
庶務	庶務	課の庶務に関する事。
企画	企画	1 課の所掌事務に関する企画及び調整に関する事。 2 他の係の所掌に属しない事務に関する事。
実施	実施	1 警備方針の策定及びその実施に関する事（雑踏警備を除く。）。 2 特別機動隊に関する事。 3 方面別機動隊に関する事（教養、訓練を除く。）。 4 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の施行に関する事務で、警察庁の所掌に属するもののうち、核燃料物質の防護に係るものに関する事。 5 集会及び集団行進並びに集団示威運動に関する条例の許可事務に関する事。
警衛・警護	警衛・警護	警衛及び警護に関する事。
附置機関名	係	所掌事務
災害対策室	災害対策第一	1 緊急事態、地震、風水害に係る総合的な企画及び実施に関する事。 2 緊急事態以外の危機管理対象事案への対応に関する事。
	災害対策	

	策第二	4 防災関係機関との連絡調整及び協力援助に関する事 5 災害装備資機材の整備に関する事
警察航空隊	特務	1 警察航空隊の管理事務に関する事 2 警察航空隊施設の維持管理に関する事 3 その他特命事項に関する事
	航空整備	警察用航空機の運航に関する事 警察用航空機の整備に関する事

(4) 機動隊

担当	係	所掌事務
庶務	庶務	1 隊の庶務に関する事 2 庁舎施設の維持管理に関する事
企画訓練	企画訓練	1 隊の運用に関する総合的な企画及び指導調整に関する事 2 隊員の教養訓練に関する事 3 方面別機動隊の教養訓練の実施に関する事 4 部隊運用に関する事 5 他の係等の所掌に属しない事務に関する事
中隊長	第一小队	1 部隊による警戒・警備の実施に関する事 2 レンジャー班、潜水班等機能別部隊の運用に関する事
	第二小队	
	第三小队	
	第四小队	

別表2 (第6条関係)

警察学校

担当	係	所掌事務
庶務	庶務	1 警察学校の庶務に関する事 2 学校施設の維持管理に関する事 3 学生給食及び給食施設の維持管理に関する事
企画	企画	1 警察学校の所掌事務に関する企画及び指導調整に関する事 2 他の係の所掌に属しない事務に関する事
教務第一	教務第一	1 採用時教養の調査研究に関する事 2 学生の入退校、休学、卒業及び身分に関する事 3 授業計画に関する事 4 学生の考査に関する事
教務第二	教務第二	1 幹部教養に関する事 2 部門別任用科及び専科教養に関する事 3 拳銃及び弾薬に関する事 4 教材及び図書に関する事 5 実務研修及び見学に関する事 6 式典に関する事
学生	学生	1 学生の服務に関する事 2 学生の教科外活動及び寮生活に関する事 3 学生隊の編成に関する事 4 学生の保護者に関する事
術科	術科	術科教養に関する事

別表3 削除

別表4 (第10条関係)

署名	課	係	所掌事務
岐阜中	会計	会計	1 総務室会計課及び装備施設課の所掌に対応する事務(警察装備に関する事を除く。)に関する事 2 警務部警務課及び厚生課の所掌に対応する事務(職員の給料及び諸手当並びに岐阜県警察職員互助会及び警察共済組合に

			係る事務の一部に限る。) に関する事
警務	警務		1 総務室総務課、広報県民課（警察安全相談に関するものを除く。）、装備施設課（警察装備に関するものに限る。）及び情報管理課の所掌に対応する事務に関する事
	相談		2 警務部の所掌に対応する事務（職員の給料及び諸手当並びに岐阜県警察職員互助会及び警察共済組合に係る事務の一部並びに留置管理課の所掌に対応する事務を除く。）に関する事
留置管理	留置管理		3 地域部通信指令課の所掌のうち電話交換に関する事
生活安全	生活安全総務		4 他の課の所掌に属しない事務に関する事
	人対・少年		総務室広報県民課の所掌のうち警察安全相談に関する事
	生環・サ対		警務部留置管理課の所掌に対応する事務に関する事
地域	地域企画		生活安全部生活安全総務課の所掌に対応する事務に関する事
	通信指令		生活安全部人身安全対策課及び少年課の所掌に対応する事務に関する事
	直轄警ら		生活安全部生活環境課及びサイバー犯罪対策課の所掌に対応する事務に関する事
	機動警ら		地域部の所掌に対応する事務に関する事
刑事第一	捜査庶務		刑事部刑事総務課、捜査第一課及び捜査第三課の所掌に対応する事務に関する事
	強行犯		
	盗犯		
刑事第二	鑑識		刑事部鑑識課及び科学捜査研究所の所掌に対応する事務に関する事
	知能犯		刑事部捜査第二課の所掌に対応する事務に関する事
組織犯罪対策	組織犯罪		刑事部組織犯罪対策課の所掌に対応する事務に関する事
	薬物銃器		
	国際捜査		刑事部国際捜査課の所掌に対応する事務に関する事
交通第一	交通総務		交通部交通企画課及び運転免許課の所掌に対応する事務に関する事
	交通規制		交通部交通規制課の所掌に対応する事務に関する事
交通第二	交通指導第一		交通部交通指導課の所掌に対応する事務に関する事
	交通指導第二		
	交通捜査		
警備	警備		警備部の所掌に対応する事務に関する事
岐阜南 岐阜北	会計	会計	1 総務室会計課及び装備施設課の所掌に対応する事務（警察装備に関するものを除く。）に関する事
	警務	警務	2 警務部警務課及び厚生課の所掌に対応する事務（職員の給料及び諸手当並びに岐阜県警察職員互助会及び警察共済組合に係る事務の一部に限る。）に関する事
		相談	
	留置管理	留置管理	
生活	生活安全		5 地域部通信指令課の所掌のうち電話交換に関する事
			6 他の課の所掌に属しない事務に関する事

	安全	総務	と。
		人対・少年	生活安全部人身安全対策課及び少年課の所掌に対応する事務に関すること。
		生環・サ対	生活安全部生活環境課及びサイバー犯罪対策課の所掌に対応する事務に関すること。
	地域	地域	地域部の所掌に対応する事務に関すること。
		通信指令	
		直轄警ら	
		機動警ら	
	刑事第一	捜査庶務	刑事部刑事総務課、捜査第一課及び捜査第三課の所掌に対応する事務に関すること。
		強行犯	
		盗犯	
		鑑識	刑事部鑑識課及び科学捜査研究所の所掌に対応する事務に関すること。
	刑事第二	知能犯	刑事部捜査第二課の所掌に対応する事務に関すること。
		組織犯罪	刑事部組織犯罪対策課の所掌に対応する事務に関すること。
		薬物銃器	
		国際捜査	刑事部国際捜査課の所掌に対応する事務に関すること。
交通	交通総務	交通部交通企画課、交通規制課及び運転免許課の所掌に対応する事務に関すること。	
	交通指導	交通部交通指導課の所掌に対応する事務に関すること。	
	交通捜査		
警備	警備	警備部の所掌に対応する事務に関すること。	
各務原	会計	会計	1 総務室会計課及び装備施設課の所掌に対応する事務（警察装備に関するものを除く。）に関すること。 2 警務部警務課及び厚生課の所掌に対応する事務（職員の給料及び諸手当並びに岐阜県警察職員互助会及び警察共済組合に係る事務の一部に限る。）に関すること。
		警務	警務
		相談	総務室広報県民課の所掌のうち警察安全相談に関すること。
	留置管理	留置管理	警務部留置管理課の所掌に対応する事務に関すること。
	生活安全	生活安全総務	生活安全部生活安全総務課の所掌に対応する事務に関すること。
		人対・少年	生活安全部人身安全対策課及び少年課の所掌に対応する事務に関すること。
		生環・サ対	生活安全部生活環境課及びサイバー犯罪対策課の所掌に対応する事務に関すること。
	地域	地域	地域部の所掌に対応する事務に関すること。
		通信指令	
		機動警ら	
	刑事	捜査庶務	刑事部刑事総務課、捜査第一課及び捜査第三課の所掌に対応する事務に関すること。
		強行犯	
		盗犯	
		鑑識	刑事部鑑識課及び科学捜査研究所の所掌に対応する事務に関すること。
		知能犯	刑事部捜査第二課の所掌に対応する事務に関すること。
組織犯罪		刑事部組織犯罪対策課の所掌に対応する事務に関すること。	
薬物銃器		刑事部国際捜査課の所掌に対応する事務に関すること。	
国際捜査			



	交通	交通総務	交通部交通企画課、交通規制課及び運転免許課の所掌に対応する事務に関する事。
		交通指導	交通部交通指導課の所掌に対応する事務に関する事。
		交通捜査	
	警備	警備	警備部の所掌に対応する事務に関する事。
岐阜羽島	会計	会計	1 総務室会計課及び装備施設課の所掌に対応する事務（警察装備に関することを除く。）に関する事。 2 警務部警務課及び厚生課の所掌に対応する事務（職員の給料及び諸手当並びに岐阜県警察職員互助会及び警察共済組合に係る事務の一部に限る。）に関する事。
		警務	警務
		相談	総務室広報県民課の所掌のうち警察安全相談に関する事。
	留置管理	留置管理	警務部留置管理課の所掌に対応する事務に関する事。
	生活安全	生活安全総務	生活安全部生活安全総務課の所掌に対応する事務に関する事。
		人対・少年	生活安全部人身安全対策課及び少年課の所掌に対応する事務に関する事。
		生環・サ対	生活安全部生活環境課及びサイバー犯罪対策課の所掌に対応する事務に関する事。
	地域	地域	地域部の所掌に対応する事務に関する事。
		通信指令直轄警ら	
	機動警ら	機動警ら	
	刑事第一	捜査庶務	刑事部刑事総務課、捜査第一課及び捜査第三課の所掌に対応する事務に関する事。
		強行犯	
		盗犯	
		鑑識	刑事部鑑識課及び科学捜査研究所の所掌に対応する事務に関する事。
	刑事第二	知能犯	刑事部捜査第二課の所掌に対応する事務に関する事。
組織犯罪		刑事部組織犯罪対策課の所掌に対応する事務に関する事。	
薬物銃器			
国際捜査	国際捜査	刑事部国際捜査課の所掌に対応する事務に関する事。	
	交通総務	交通部交通企画課、交通規制課及び運転免許課の所掌に対応する事務に関する事。	
	交通指導	交通部交通指導課の所掌に対応する事務に関する事。	
	交通捜査		
	警備	警備	警備部の所掌に対応する事務に関する事。
大垣	会計	会計	1 総務室会計課及び装備施設課の所掌に対応する事務（警察装備に関することを除く。）に関する事。 2 警務部警務課及び厚生課の所掌に対応する事務（職員の給料及び諸手当並びに岐阜県警察職員互助会及び警察共済組合に係る事務の一部に限る。）に関する事。
		警務	警務

			4  他の課の所掌に属しない事務に関する事
		相談	総務室広報県民課の所掌のうち警察安全相談に関する事
	留置管理	留置管理	警務部留置管理課の所掌に対応する事務に関する事
	生活安全	生活安全総務	生活安全部生活安全総務課の所掌に対応する事務に関する事
		人対・少年	生活安全部人身安全対策課及び少年課の所掌に対応する事務に関する事
		生環・サ対	生活安全部生活環境課及びサイバー犯罪対策課の所掌に対応する事務に関する事
	地域	地域	地域部の所掌に対応する事務に関する事
		通信指令	
		直轄警ら	
	機動警ら	機動警ら	
	刑事第一	捜査庶務	刑事部刑事総務課、捜査第一課及び捜査第三課の所掌に対応する事務に関する事
		強行犯	
		盗犯	
		鑑識	刑事部鑑識課及び科学捜査研究所の所掌に対応する事務に関する事
	刑事第二	知能犯	刑事部捜査第二課の所掌に対応する事務に関する事
		組織犯罪	刑事部組織犯罪対策課の所掌に対応する事務に関する事
		薬物銃器	
		国際捜査	刑事部国際捜査課の所掌に対応する事務に関する事
	交通第一	交通総務	交通部交通企画課、交通規制課及び運転免許課の所掌に対応する事務に関する事
		交通規制	
	交通第二	交通指導	交通部交通指導課の所掌に対応する事務に関する事
		交通捜査	
	警備	警備	警備部の所掌に対応する事務に関する事
北方 関	会計	会計	1  総務室会計課及び装備施設課の所掌に対応する事務（警察装備に関することを除く。）に関する事 2  警務部警務課及び厚生課の所掌に対応する事務（職員の給料及び諸手当並びに岐阜県警察職員互助会及び警察共済組合に係る事務の一部に限る。）に関する事
	警務	警務	1  総務室総務課、広報県民課（警察安全相談に関することを除く。）、装備施設課（警察装備に関することに限る。）及び情報管理課の所掌に対応する事務に関する事 2  警務部の所掌に対応する事務（職員の給料及び諸手当並びに岐阜県警察職員互助会及び警察共済組合に係る事務の一部並びに留置管理課の所掌に対応する事務を除く。）に関する事 3  地域部通信指令課の所掌のうち電話交換に関する事 4  他の課の所掌に属しない事務に関する事
		相談	総務室広報県民課の所掌のうち警察安全相談に関する事
		留置管理	警務部留置管理課の所掌に対応する事務に関する事
	生活安全	生活安全総務	生活安全部生活安全総務課の所掌に対応する事務に関する事
		生活安全捜査	生活安全部人身安全対策課、少年課、生活環境課及びサイバー犯罪対策課の所掌に対応する事務に関する事
	地域	地域	地域部の所掌に対応する事務に関する事
		通信指令	
		機動警ら	
	刑事	捜査庶務	刑事部刑事総務課、捜査第一課及び捜査第三課の所掌に対応する事務に関する事
		強行犯	
		盗犯	
		鑑識	刑事部鑑識課及び科学捜査研究所の所掌に対応する事務に関する事
		知能・組	刑事部捜査第二課、組織犯罪対策課及び国際捜査課の所掌に対

		織犯罪・国際捜査	応ずる事務に関すること。	
	交通	交通総務	交通部交通企画課、交通規制課及び運転免許課の所掌に対応する事務に関すること。	
		交通指導	交通部交通指導課の所掌に対応する事務に関すること。	
		交通捜査		
	警備	警備	警備部の所掌に対応する事務に関すること。	
加茂	会計	会計	1 総務室会計課及び装備施設課の所掌に対応する事務（警察装備に関することを除く。）に関すること。 2 警務部警務課及び厚生課の所掌に対応する事務（職員の給料及び諸手当並びに岐阜県警察職員互助会及び警察共済組合に係る事務の一部に限る。）に関すること。	
		警務	警務	1 総務室総務課、広報県民課（警察安全相談に関することを除く。）、装備施設課（警察装備に関することに限る。）及び情報管理課の所掌に対応する事務に関すること。 2 警務部の所掌に対応する事務（職員の給料及び諸手当並びに岐阜県警察職員互助会及び警察共済組合に係る事務の一部を除く。）に関すること。 3 地域部通信指令課の所掌のうち電話交換に関すること。 4 他の課の所掌に属しない事務に関すること。
			相談	総務室広報県民課の所掌のうち警察安全相談に関すること。
	生活安全	生活安全総務	生活安全部生活安全総務課の所掌に対応する事務に関すること。	
		生活安全捜査	生活安全部人身安全対策課、少年課、生活環境課及びサイバー犯罪対策課の所掌に対応する事務に関すること。	
	地域	地域	地域部の所掌に対応する事務に関すること。	
		通信指令		
		機動警ら		
	刑事	捜査庶務	刑事部刑事総務課、捜査第一課及び捜査第三課の所掌に対応する事務に関すること。	
		強行犯		
		盗犯		
		鑑識	刑事部鑑識課及び科学捜査研究所の所掌に対応する事務に関すること。	
			知能・組織犯罪・国際捜査	刑事部捜査第二課、組織犯罪対策課及び国際捜査課の所掌に対応する事務に関すること。
	交通	交通総務	交通部交通企画課、交通規制課及び運転免許課の所掌に対応する事務に関すること。	
		交通指導	交通部交通指導課の所掌に対応する事務に関すること。	
		交通捜査		
	警備	警備	警備部の所掌に対応する事務に関すること。	
可児	会計	会計	1 総務室会計課及び装備施設課の所掌に対応する事務（警察装備に関することを除く。）に関すること。 2 警務部警務課及び厚生課の所掌に対応する事務（職員の給料及び諸手当並びに岐阜県警察職員互助会及び警察共済組合に係る事務の一部に限る。）に関すること。	
		警務	警務	1 総務室総務課、広報県民課（警察安全相談に関することを除く。）、装備施設課（警察装備に関することに限る。）及び情報管理課の所掌に対応する事務に関すること。 2 警務部の所掌に対応する事務（職員の給料及び諸手当並びに岐阜県警察職員互助会及び警察共済組合に係る事務の一部並びに留置管理課の所掌に対応する事務を除く。）に関すること。 3 地域部通信指令課の所掌のうち電話交換に関すること。 4 他の課の所掌に属しない事務に関すること。
			相談	総務室広報県民課の所掌のうち警察安全相談に関すること。
	留置管理	留置管理	警務部留置管理課の所掌に対応する事務に関すること。	
	生活	生活安全	生活安全部生活安全総務課の所掌に対応する事務に関するこ	

	安全	総務	と。
		生活安全 捜査	生活安全部人身安全対策課、少年課、生活環境課及びサイバー犯罪対策課の所掌に対応する事務に関する事。
	地域	地域	地域部の所掌に対応する事務に関する事。
		通信指令	
		機動警ら	
	刑事	捜査庶務	刑事部刑事総務課、捜査第一課及び捜査第三課の所掌に対応する事務に関する事。
		強行犯	
		盗犯	
		鑑識	刑事部鑑識課及び科学捜査研究所の所掌に対応する事務に関する事。
	知能・組織犯罪・国際捜査		刑事部捜査第二課、組織犯罪対策課及び国際捜査課の所掌に対応する事務に関する事。
交通	交通総務	交通部交通企画課、交通規制課及び運転免許課の所掌に対応する事務に関する事。	
	交通指導	交通部交通指導課の所掌に対応する事務に関する事。	
	交通捜査		
警備	警備	警備部の所掌に対応する事務に関する事。	
多治見	会計	会計	1 総務室会計課及び装備施設課の所掌に対応する事務（警察装備に関する事を除く。）に関する事。 2 警務部警務課及び厚生課の所掌に対応する事務（職員の給料及び諸手当並びに岐阜県警察職員互助会及び警察共済組合に係る事務の一部に限る。）に関する事。
	警務	警務	1 総務室総務課、広報県民課（警察安全相談に関する事を除く。）、装備施設課（警察装備に関する事に限る。）及び情報管理課の所掌に対応する事務に関する事。 2 警務部の所掌に対応する事務（職員の給料及び諸手当並びに岐阜県警察職員互助会及び警察共済組合に係る事務の一部並びに留置管理課の所掌に対応する事務を除く。）に関する事。 3 地域部通信指令課の所掌のうち電話交換に関する事。 4 他の課の所掌に属しない事務に関する事。
		相談	総務室広報県民課の所掌のうち警察安全相談に関する事。
	留置管理	留置管理	警務部留置管理課の所掌に対応する事務に関する事。
	生活安全	生活安全 総務	生活安全部生活安全総務課の所掌に対応する事務に関する事。
		人対・少年	生活安全部人身安全対策課及び少年課の所掌に対応する事務に関する事。
		生環・サ対	生活安全部生活環境課及びサイバー犯罪対策課の所掌に対応する事務に関する事。
	地域	地域	地域部の所掌に対応する事務に関する事。
		通信指令	
	機動警ら	機動警ら	
	刑事第一	捜査庶務	刑事部刑事総務課、捜査第一課及び捜査第三課の所掌に対応する事務に関する事。
		強行犯	
		盗犯	
		鑑識	刑事部鑑識課及び科学捜査研究所の所掌に対応する事務に関する事。
	刑事第二	知能犯	刑事部捜査第二課の所掌に対応する事務に関する事。
		組織犯罪	刑事部組織犯罪対策課の所掌に対応する事務に関する事。
		薬物銃器	
		国際捜査	刑事部国際捜査課の所掌に対応する事務に関する事。
交通第一	交通総務	交通部交通企画課、交通規制課及び運転免許課の所掌に対応する事務に関する事。	
	交通規制		

	交通 第二	交通指導 交通捜査	交通部交通指導課の所掌に対応する事務に関する事務。	
	警備	警備	警備部の所掌に対応する事務に関する事務。	
中津川	会計	会計	1 総務室会計課及び装備施設課の所掌に対応する事務（警察装備に関するものを除く。）に関する事務。 2 警務部警務課及び厚生課の所掌に対応する事務（職員の給料及び諸手当並びに岐阜県警察職員互助会及び警察共済組合に係る事務の一部に限る。）に関する事務。	
	警務	警務	1 総務室総務課、広報県民課（警察安全相談に関するものを除く。）、装備施設課（警察装備に関することに限る。）及び情報管理課の所掌に対応する事務に関する事務。 2 警務部の所掌に対応する事務（職員の給料及び諸手当並びに岐阜県警察職員互助会及び警察共済組合に係る事務の一部を除く。）に関する事務。 3 地域部通信指令課の所掌のうち電話交換に関する事務。 4 他の課の所掌に属しない事務に関する事務。	
		相談	総務室広報県民課の所掌のうち警察安全相談に関する事務。	
	生活安全	生活安全	生活安全部の所掌に対応する事務に関する事務。	
	地域	地域	地域部の所掌に対応する事務に関する事務。	
		機動警ら		
	刑事	捜査庶務 強行盗犯 鑑識	刑事部刑事総務課、捜査第一課、捜査第三課、鑑識課及び科学捜査研究所の所掌に対応する事務に関する事務。	
		知能・組織犯罪・国際捜査	刑事部捜査第二課、組織犯罪対策課及び国際捜査課の所掌に対応する事務に関する事務。	
		交通	交通総務	交通部交通企画課、交通規制課及び運転免許課の所掌に対応する事務に関する事務。
			交通指導 捜査	交通部交通指導課の所掌に対応する事務に関する事務。
		警備	警備	警備部の所掌に対応する事務に関する事務。
	高山	会計	会計	1 総務室会計課及び装備施設課の所掌に対応する事務（警察装備に関するものを除く。）に関する事務。 2 警務部警務課及び厚生課の所掌に対応する事務（職員の給料及び諸手当並びに岐阜県警察職員互助会及び警察共済組合に係る事務の一部に限る。）に関する事務。
警務		警務	1 総務室総務課、広報県民課（警察安全相談に関するものを除く。）、装備施設課（警察装備に関することに限る。）及び情報管理課の所掌に対応する事務に関する事務。 2 警務部の所掌に対応する事務（職員の給料及び諸手当並びに岐阜県警察職員互助会及び警察共済組合に係る事務の一部並びに留置管理課の所掌に対応する事務を除く。）に関する事務。 3 地域部通信指令課の所掌のうち電話交換に関する事務。 4 他の課の所掌に属しない事務に関する事務。	
		相談	総務室広報県民課の所掌のうち警察安全相談に関する事務。	
		留置管理	警務部留置管理課の所掌に対応する事務に関する事務。	
生活安全		生活安全 総務	生活安全部生活安全総務課の所掌に対応する事務に関する事務。	
		生活安全 捜査	生活安全部人身安全対策課、少年課、生活環境課及びサイバー犯罪対策課の所掌に対応する事務に関する事務。	
地域		地域	地域部の所掌に対応する事務に関する事務。	
		通信指令		
		山岳		
		機動警ら		
刑事		捜査庶務 強行犯	刑事部刑事総務課、捜査第一課、捜査第三課、鑑識課及び科学捜査研究所の所掌に対応する事務に関する事務。	

		盗犯	刑事部捜査第二課、組織犯罪対策課及び国際捜査課の所掌に対応する事務に関する事務。
		鑑識	
		知能・組織犯罪・国際捜査	
	交通	交通総務	交通部交通企画課、交通規制課及び運転免許課の所掌に対応する事務に関する事務。
		交通捜査 交通指導	交通部交通指導課の所掌に対応する事務に関する事務。
警備	警備	警備部の所掌に対応する事務に関する事務。	
海津 養老 垂井 揖斐 山県 郡上 恵那 下呂 飛驒	会計	会計	1 総務室会計課及び装備施設課の所掌に対応する事務（警察装備に関するものを除く。）に関する事務。 2 警務部警務課及び厚生課の所掌に対応する事務（職員の給料及び諸手当並びに岐阜県警察職員互助会及び警察共済組合に係る事務の一部に限る。）に関する事務。
		警務	警務
		相談	総務室広報県民課の所掌のうち警察安全相談に関する事務。
	生活安全	生活安全	生活安全部の所掌に対応する事務に関する事務。
	地域	地域	地域部の所掌に対応する事務に関する事務。
		機動警ら	
	刑事	刑事	刑事部の所掌に対応する事務に関する事務。
		鑑識	
	交通	交通	交通部の所掌に対応する事務に関する事務。
	警備	警備	警備部の所掌に対応する事務に関する事務。

附 則

- この訓令は、昭和44年4月1日から施行する。
- この訓令施行の際次の左欄に掲げる課に勤務している者は、別に辞令を發せられないときは、それぞれ右欄に掲げる課に勤務を命ぜられたものとする。

警備課（機動隊を除く。）	警備第一課
警備課機動隊	警備第二課
警ら課	外勤課

- この訓令施行の際次の左欄に掲げる職を命ぜられている者は、別に辞令を發せられないときは、それぞれ右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

主任術科指導官	師範
術科指導官	教師

- 運転免許行政処分予備審査委員会規程（昭和35年岐阜県警察訓令第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「交通指導課長」を「運転免許課長」に、「運転免許課長」を「交通指導課長」に、「交通指導課次席」を「運転免許課次席」に改める。

第4条第1項中「交通指導課」を「運転免許課」に改める。

- 集会及び集団行進並びに集団示威運動に関する条例施行手続（昭和36年岐阜県警察訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第6条、第8条及び第9条中「警備課長」を「警備第二課長」に改める。

- 岐阜県警察武道館及び使用規程（昭和42年岐阜県警察訓令第27号）の一部を次のように改正する。

第6条中「警備課」を「警備第二課長」に改める。

- 岐阜県警察暴力団犯罪取締要綱（昭和43年岐阜県警察訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表中 「警備課長」を「警備第一課長」に改める。  
「警ら課長」を「警備第二課長」に改める。

- 警備管理官 外勤課長
- 8 岐阜県警察機動隊規程（昭和43年岐阜県警察訓令第8号）の一部を次のように改正する。  
第11条中「警備課長」を「警備第二課長」に改める。  
別記第2号様式中「警備課長」を「警備第二課長」に改める。
  - 9 岐阜県警察方面別機動隊の編成及び運営に関する規程（昭和43年岐阜県警察訓令第9号）の一部を次のように改正する。  
第8条中「警備課長」を「警備第二課長」に改める。
  - 10 岐阜県外勤警察官勤務規程（昭和43年岐阜県警察訓令第13号）の一部を次のように改正する。  
この規程中「警ら課長」を「外勤課長」に、「警ら課」を「外勤課」に改める。
  - 11 岐阜県警察通信規程（昭和38年岐阜県警察訓令第8号）の一部を次のように改正する。  
第5条次表中「

秘書課長
警ら課長

」を「

外勤課長
------

」に改める。
  - 12 岐阜県警察本部電話交換職員勤務規程（昭和42年岐阜県警察訓令第17号）の一部を次のように改正する。  
第3条、第4条及び第10条中「秘書課長」を「外勤課長」に改める。
  - 13 岐阜県警察学校規程（昭和29年岐阜県警察訓令第15号）の一部を次のように改正する。  
第2章 削除  
第5条及び第6条 削除
  - 14 岐阜県交通機動取締隊等服務規程（昭和34年岐阜県警察訓令第9号）は廃止する。
  - 15 岐阜県警察組織規則の制定に伴う関係訓令の整理に関する訓令（昭和37年岐阜県警察訓令第3号）は廃止する。
  - 16 岐阜県警察職員の職に関する訓令（昭和37年岐阜県警察訓令第7号）は廃止する。  
附則（昭和45年3月31日岐阜県警察訓令第5号）  
この訓令は、昭和45年4月1日から施行する。  
附則（昭和45年12月4日岐阜県警察訓令第17号）  
この訓令は、公布の日から施行する。  
附則（昭和46年3月30日岐阜県警察訓令第4号）
  - 1 この訓令は、昭和46年4月1日から施行する。
  - 2 岐阜県遺失物取扱規程（昭和34年岐阜県警察訓令第11号）の一部を次のように改正する。  
第3条第1号を次のように改める。  
(1) 「署長」とは、当該警察署長をいい、自動車運転免許試験場にあつてはその所在地を、また広域機動警察隊にあつては法第1条の規定による拾得物件の届出を受理した場所を管轄する警察署長をいう。  
第3条第2号を次のように改める。  
(2) 「派出所等」とは、派出所、駐在所、警備連絡所、自動車運転免許試験場及び広域機動警察隊方面隊をいう。  
第7条第1項中「これを閲覧させて行うものとする。ただし」を「これを閲覧させて行うものとし」に改め、同項に次のただし書きを加える。  
ただし、広域機動警察隊方面隊にあつては、この限りではない。  
附則第5項中「名神高速道路交通機動隊警ら小隊及び無線自動車警ら隊」を「広域機動警察隊方面隊」に改める。
  - 3 岐阜県警察職員服務規程（昭和34年岐阜県警察訓令第4号）の一部を次のように改正する。  
第2条を次のように改める。  
第2条 この規程において「所属長」とは、本部の各課（監察官室を含む。以下同じ。）、警察学校、広域機動警察隊及び警察署の長をいう。ただし、広域機動警察隊方面隊（以下「方面隊」という。）にあつては、方面隊長をいう。  
2 各課の長の所属長は所属の部長、方面隊長の所属長は広域機動警察隊長とし、部長、警察学校長、広域機動警察隊長及び警察署長の所属長は警察本部長とする。  
第8条第2号中「管轄区域（警察本部勤務の職員及び警察学校の生徒にあつては岐阜市、警察署勤務の職員にあつてはその署の管轄区域）」を「管轄区域（警察本部勤務の職員及び警察学校の生徒にあつては岐阜市、広域機動警察隊勤務の職員にあつては、その勤務する隊の所在する市、警察署勤務の職員にあつてはその署の管轄区域）」に改める。
  - 4 岐阜県警察の巡查長に関する訓令（昭和42年岐阜県警察訓令第14号）の一部を次のように改正する。  
第2条第1項本文中「警察本部の課、室、学校および警察署（以下「所属」という。）に、」を「警察本部の課、室、学校、広域機動警察隊および警察署（以下「所属」という。）に、」

に改める。

- 5 警察官けん銃警棒等使用および取扱い要領（昭和38年岐阜県警察訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第1第(1)を次のように改める。

- (1) 警察官けん銃警棒等使用および取扱い規範（昭和37年国家公安委員会規則第7号以下「規範」という。）第16条による管理責任者は次に掲げる者とする。ただし、広域機動警察隊方面隊にあつては、方面隊長とする。

警察本部の課および室	警務課長
警察学校	校長
広域機動警察隊	隊長
警察署	署長

第2の表中「

警察学校	教頭
------	----

」の次に

「

広域機動警察隊長	副隊長、通信指令室長、方面隊副隊長 または警部の階級にある隊長補佐
----------	--------------------------------------

」を加える。

- 6 警察官の服制および服装に関する規程（昭和39年岐阜県警察訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「本部各課、室、校の長および警察署長（以下「所属長」という。）」を「本部各課、室、校、隊の長および警察署長（以下「所属長」という。ただし、広域機動警察隊方面隊にあつては、その所属長は方面隊長とする。以下同じ。）」に改める。

- 7 岐阜県警察車両管理規程（昭和35年岐阜県警察訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「課、署長等の責務」に改め、同条中「（室、校の長を含む。以下同じ。）」を「（室、校、隊の長および方面隊長を含む。以下同じ。）」に改める。

第7条第1項中「・校」の次に「隊」を加える。

- 8 岐阜県警察術科技能検定規則（昭和30年岐阜県警察訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「及び警察署長」を「、広域機動警察隊の隊長または方面隊長、警察署長」に改める。

- 9 岐阜県警察術科指導員配置規程（昭和42年岐阜県警察訓令第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を次のように改める。

- 2 指導員の定数は、術科別に本部（広域機動警察隊を除く。）にあつては5名以内、定員100名以上の署にあつては3名以内、定員100名未満の署にあつては2名以内とし、広域機動警察隊の方面隊にあつては方面隊別に2名以内とする。

別記様式第1、第2および第3の表中「課長名を隊長名に改める。署署」

- 10 岐阜県警察職員健康管理規程（昭和35年岐阜県警察訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項を次のように改める。

- 2 健康管理担当者は、本部においては各課（室、校）長及び広域機動警察隊長（ただし、方面隊にあつては方面隊長）、警察署においては署長がこれにあたる。

第6条第3項中「本部においては各課（室、隊、校）の次席、警察署においては次長」を「本部においては各課（室、校）の次席（教頭）、広域機動警察隊においては副隊長または方面隊副隊長、警察署においては次長」に改める。

第6条第4項中「警務課」を「厚生課」に改める。

- 11 岐阜県警察監察規則（昭和30年岐阜県警察訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第11条本文中「本部の各部長、課長、警察学校長および特別機動隊長は、」を「本部の各部長、課長、警察学校長、広域機動警察隊長および方面隊長は、」に改める。

- 12 捜査指揮規程（昭和41年岐阜県警察訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第18条を次のように改める。

第18条 県本部の課および広域機動警察隊の方面隊において取扱う事件については、この規程の署長に関する規定を課長および方面隊長に準用する。

- 13 岐阜県警察暴力団犯罪取締要綱（昭和43年岐阜県警察訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表本部付の欄中「交通部長」の次に「広域機動警察隊長」を加える。

- 14 指紋取扱規程（昭和35年岐阜県警察訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項を次のように改める。

警察署についての規程は、警察本部各課・室・警察学校および広域機動警察隊各方面隊



に準用する。

- 15 外勤警察の運営に関する訓令（昭和44年岐阜県警察訓令第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「警察本部の外勤課長及び警察署長（以下「所属長」という。）は、」を「警察本部の外勤課長、広域機動警察隊長及び方面隊長、警察署長（以下「所属長」という。）は、」に改める。

第32条（見出しを含む。）を次のように改める。

第32条 削除

第33条を次のように改める。

第33条 無線自動車の塗装及び表示は、別図のとおり車体上部を白色、下部を黒色の2色とし、岐阜県警察とする。ただし、広域機動警察隊所属の無線自動車については、別に定める。

第36条第2項第1号及び第37条中「警察本部関係課及び警察署」を「警察本部関係課、隊及び警察署」に改める。

別図を次のように改める。

別図 略

- 16 無線自動車警ら隊の運用に関する訓令（昭和44年岐阜県警察訓令第16号）は、廃止する。

- 17 交通反則通告センターの設置等に関する訓令（昭和43年岐阜県警察訓令第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中

「	管轄警察署	を	管轄警察署	」
	岐阜中、岐阜南、 岐阜北、各務原、 羽島、北方、高富、 八幡、関、金 山の各警察署		岐阜中、岐阜南、岐阜 北、各務原、羽島、北 方、高富、八幡、関、 金山の各警察署およ び広域機動警察隊中 濃方面隊	
	海津、養老、大垣、 垂井、揖斐の各警察 署		海津、養老、垂井、大 垣、揖斐の各警察署 および広域機動警察 隊西濃方面隊	
	加茂、御嵩、多治見、 恵那、中津川、岩村 の各警察署		加茂、御嵩、多治見、 中津川、恵那、岩村 の各警察署および広 域機動警察隊東濃方 面隊	

に改める。

- 18 交通反則者に対する通告業務等に関する訓令（昭和43年岐阜県警察訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号を次のように改める。

(4) 「所属長」とは、警察本部各課（室、校）長および広域機動警察隊長ならびに警察署長をいう。ただし、広域機動警察隊の方面隊（以下「方面隊」という。）にあつては、方面隊長とする。

第14条中「警察署」の次に「および方面隊」を加える。

第15条中「または警察署」を「、警察署または方面隊」に改める。

第22条中「警察署長」の次に「または広域機動警察隊の方面隊長」を加える。

附 則（昭和47年7月1日岐阜県警察訓令第5号）

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

- 2 岐阜県警察公文規程（昭和42年岐阜県警察訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「岐阜県警察本部（以下「本部」という。）の課、監察官室（以下「室」という。）、警察学校（以下「校」という。）、広域機動警察隊の司令班および方面隊（以下「隊」という）ならびに警察署」を「岐阜県警察本部の課、監察官室、高速道路交通警察隊、警察学校、広域機動警察隊の司令班および方面隊ならびに警察署（以下「所属」という。）に改める。

第2条第4号中「本部の課、室、校、隊および警察署（以下「所属」という。）」を「所属」に改める。

第4条第1項第2号中「本部の所属（以下「課」という。）」を「本部の所属」に改める。

別表第1の表の見出しを「本部の所属の略名記号」に改める。

別表第1の表中「|課室校名|」を「|所属名|」に改め、「運転免許課|交免」の次に「高速道路交通警察隊|高速隊」を加える。

「部課（室）長  
別表第2の1書式の（3）通達の表中 各校、隊（司令班、方面隊）長 を  
警察署長  
」

「部課（室、隊）長

各校、隊（司令班、方面隊）長 に改める。

警察署長  
」

- 3 岐阜県警察公印規程（昭和42年岐阜県警察訓令第10号）の一部を次のように改正する。  
第7条第1項中「監察官室」の次に「高速道路交通警察隊」を加える。  
別表第1公印の種類制式の表および別表第2公印の備え付け箇所、個数および管理責任者の表中「（室）」を「（室、隊）」に改める。
- 4 岐阜県警察秘密文書取扱規程（昭和37年岐阜県警察訓令第2号）の一部を次のように改正する。  
第3条第2項第3号中「（監察官室長、警察学校長ならびに広域機動警察隊の隊長、副隊長および方面隊長を含む。以下同じ。）」を「（監察官室長、高速道路交通警察隊長および警察学校長ならびに広域機動警察隊の隊長、副隊長および方面隊長を含む。以下同じ。）」に改める。  
第5条第1項中「（、監察官室、警察学校、広域機動警察隊の司令班および方面隊を含む。以下同じ。）」を「（、監察官室、高速道路交通警察隊、警察学校、広域機動警察隊の司令班および方面隊を含む。以下同じ。）」に改める。
- 5 岐阜県警察報発行規程（昭和29年岐阜県警察訓令第4号）の一部を次のように改正する。  
第10条第4号中「監察官室」の次に「高速道路交通警察隊、」を加える。
- 6 岐阜県警察職員服務規程（昭和34年岐阜県警察訓令第4号）の一部を次のように改正する。  
第2条を次のように改める。  
（所属長の定義）  
第2条 この規程において「所属長」とは、本部の各課（監察官室及び高速道路交通警察隊を含む。以下同じ。）、警察学校、広域機動警察隊の司令班及び方面隊並びに警察署にあつてはそれぞれの長（司令班にあつては広域機動警察隊副隊長）を、各課の長にあつては所属の部長を、広域機動警察隊の副隊長及び方面隊長にあつては広報機動警察隊長を、部長、警察学校長、広域機動警察隊長及び警察署長にあつては警察本部長をいう。  
第8条第2号中「（警察本部勤務の職員及び警察学校の生徒にあつては岐阜市、広域機動警察隊の職員にあつてはその勤務する隊の所在する市、警察署勤務の職員にあつてはその署の管轄区域）」を「（警察本部の課及び室に勤務する職員並びに警察学校に勤務する職員及び生徒にあつては岐阜市、高速道路交通警察隊及び広域機動警察隊に勤務する職員にあつてはその勤務部署の所在する市、警察署に勤務する職員にあつてはその署の管轄区域）」に改める。
- 7 岐阜県警察の巡查長に関する訓令（昭和42年岐阜県警察訓令第14号）の一部を次のように改正する。  
第1条中「および岐阜県警察組織規則（昭和37年岐阜県公安委員会規則第5号）」を削る。  
第2条第1項中「警察本部の課、室」を「警察本部の課、室、高速道路交通警察隊」に改める。
- 8 岐阜県警察職員人事記録取扱規程（昭和42年岐阜県警察訓令第26号）の一部を次のように改正する。  
第4条中「警察本部の課、室」を「警察本部の課、室、高速道路交通警察隊」に改める。  
別表中「（室）」を「（室、隊）」に、「次席」を「次席（副隊長）」に改める。
- 9 警察官けん銃警棒等使用および取扱い要領（昭和38年岐阜県警察訓令第1号）を次のように改正する。  
1 管理責任者の（1）中「警察本部の課および室」を「警察本部の課、室、高速道路交通警察隊」に改める。  
1 管理責任者の（2）中「各課（室）長」を「各課（室、隊）長」に改める。  
2 取扱責任者の表中「|本部各課（室）|次席、機動隊長または警部の階級にある課長補佐|」を「|本部各課（室、隊）|次席、高速道路交通警察隊副隊長、機動隊長または警部の階級にある課（隊）長補佐|」に改める。
- 10 警察官の服制および服装に関する規程（昭和39年岐阜県警察訓令第5号）の一部を次のように改正する。  
第2条第2項を次のように改める。  
2 本部の各課長、監察官室長、高速道路交通警察隊長、警察学校長、広域機動警察隊の副隊長および方面隊長ならびに警察署長（以下「所属長」という。）は、勤務の性質により必要がないと認めるときは、帯格および警棒の着装を省略させることができる。
- 11 岐阜県警察車両管理規程（昭和35年岐阜県警察訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第4条中「(室・校・隊の長および方面隊長を含む。以下同じ。)」を「(監察官室長・高速道路交通警察隊・警察学校長・広域機動警察隊の副隊長および方面隊長を含む。以下同じ。)」に改める。

- 12 交通反則通告センターの設置等に関する訓令(昭和43年岐阜県警察訓令第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表管轄警察署等の欄中「広域機動警察隊西濃方面隊」および「広域機動警察隊東濃方面隊」の次に「ならびに高速道路交通警察隊」を加える。

- 13 交通反則者に対する通告業務等に関する訓令(昭和43年岐阜県警察訓令第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号を次のように改める。

(4)「所属長」とは、警察本部の各課長、監察官室および高速道路交通警察隊長ならびに警察学校長、広域機動警察隊の副隊長および方面隊長ならびに警察署長をいう。

第14条中「警察署および方面隊においても行うこととする。」を「高速道路交通警察隊、広域機動警察隊の方面隊および警察署においても行うことができる。」に改める。

第15条中「警察署または方面隊」を「高速道路交通警察隊、広域機動警察隊の方面隊および警察署」に改める。

第22条中「警察署長または広域機動警察隊の方面隊長は」を「高速道路交通警察隊長、広域機動警察隊の方面隊長または警察署長は」に改める。

附 則(昭和48年4月1日岐阜県警察訓令第5号)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

- 2 外勤警察の運営に関する訓令(昭和44年岐阜県警察訓令第24号)の一部を次のように改正する。

第32条を次のように改める。

(全無線自動車の一元的運用)

第32条 外勤課長は、特に緊急の措置を必要と認める場合は、一時的に警察本部及び警察署に所属する無線自動車、交通用無線自動車及び捜査用無線自動車等を一元的に指揮統制することができる。

- 3 交通反則通告センターの設置等に関する訓令(昭和43年岐阜県警察訓令第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中

「 岐阜中、岐阜南、  
岐阜北、各務原、  
羽島、北方、高  
富、八幡、関、  
金山の各警察署お  
よび広域機動警察  
隊中濃方面隊 」

を

「 岐阜中、岐阜南、  
岐阜北、各務原、  
羽島、海津、養老  
、垂井、大垣、揖斐、  
北方、高富、  
八幡、関、金山の各  
警察署および広域  
機動警察隊中濃方  
面隊、同西濃方面隊  
ならびに高速道路  
交通警察隊 」

に改め、

同表大垣同の項を削る。

第4条第2項の表中大垣同の項を削る。

- 4 岐阜県警察公印規程(昭和42年岐阜県警察訓令第10号)の一部を次のように改正する。  
別表2本部長印4号の項箇所の欄中「大垣交通反則通告センター」を削り、同項管理責任者の欄中「大垣警察署長」を削る。

附 則(昭和48年7月19日岐阜県警察訓令第12号)

この訓令は、昭和48年8月1日から施行する。

附 則(昭和49年4月1日岐阜県警察訓令第9号)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

- 2 岐阜県警察公文規程(昭和42年岐阜県警察訓令第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「広域機動警察隊の司令班および方面隊ならびに」を「広域機動警察隊方面隊および」に改める。

第3条第1項ただし書を削る。

別表第1の本部の所属の略名記号の表中「|外勤課|外|」を

「|外勤課|外|」に改め、「|広域機動警察隊司令班|広機司|」を削る。

別表第2の1書式(3)通達の表中「司令班、」を削る。

- 3 岐阜県警察公印規程(昭和42年岐阜県警察訓令第10号)の一部を次のように改正する。

第7条中「広域機動警察隊ならびに同司令班および同方面隊、」を「広域機動警察隊方面

隊および」に改める。

別表第1の公印の種類、制式の表中職員の一部広域機動警察隊副隊長印の項を削る。

別表第2の公印の備え付け箇所、個数および管理責任者の表中職員の一部広域機動警察隊副隊長印を削る。

- 4 岐阜県警察報発行規程（昭和29年岐阜県警察訓令第4号）の一部を次のように改正する。  
第10条第4号中「司令班および」を削る。
- 5 岐阜県警察職員服務規程（昭和34年岐阜県警察訓令第4号）の一部を次のように改正する。  
第2条を次のように改める。  
（所属長の定義）  
第2条 この規程において「所属長」とは、本部の各課（監察官室及び高速道路交通警察隊を含む。以下同じ。）、警察学校、広域機動警察隊方面隊及び警察署にあつてはそれぞれの長を、各課の長にあつては所属の部長を、広域機動警察隊の司令班及び方面隊長にあつては広域機動警察隊長を、部長、警察学校長、広域機動警察隊長及び警察署長にあつては警察本部長をいう。
- 6 岐阜県警察処務規程（昭和34年岐阜県警察訓令第5号）の一部を次のように改正する。  
第2条第1号及び第3号を次のように改める。

(1) 「各課」とは、本部の課、監察官室（以下監察官室とは「室」という。）、高速道路交通警察隊（以下高速道路交通警察隊は「高速隊」という。）、警察学校及び広域機動警察隊方面隊をいう。

(3) 「部課長」とは、部長、広域機動警察隊長及び各課の長をいう。

第25条第2項中「副隊長」を「前任の広域機動警察隊方面隊長」に改める。

第26条第1項中「次席」を「次席、高速隊副隊長」に改め、「広域機動警察隊の司令班にあつてはあらかじめ所属長が指定する者」を削る。

第48条中「室」を「室及び高速隊」に改める。

第52条第1号中「課長及び監察官室長にあつては所属の部長に、副隊長及び広域機動警察隊方面隊長（以下「方面隊長等」という。）」を「課長、監察官室長及び高速道路交通警察隊長にあつては所属の部長に、広域機動警察隊方面隊長」に改める。

第77条第4号中「本部長名及び」を「本部長又は」に改め、同号ただし書を次のように改める。

ただし、軽易なものについては、部課長名、本部名、部名、各課名及び警察署名を用いることができる。

別表第2の1本部（部長及び隊長共通専決事項）中「副隊長」を「行動道路交通警察隊副隊長」に改め、同表（外勤課長専決事項）中「運営」を「運営（通信指令課の所掌に属するものを除く。）」に改め、同表中

「（通信指令課長専決事項）

1 軽易な110番通報事案（事件、事故を除く。）の処理に関すること。

「（交通企画課長専決事項）

1 交通警察に関する資料の収集、広報に関すること。」

2 軽易な警察通信運営に関すること。」

（交通企画課長専決事項）

1 交通警察に関する資料の収集広報に関すること。」

「（高速道路交通警察隊長専決事項）

1 軽易な高速道路交通警察隊の運用に関すること。

「（警察学校長専決事項）

1 生徒の規律その他に関し内規を定めること。

2 通常職務の範囲内における証明に関すること。」に改める。

2 学校の一時使用に関すること。（方面隊長等共通専決事項）」

（警察学校長専決事項）

1 生徒の規律その他に関し内規を定めること。

2 学校の一時使用に関すること。（方面隊長共通専決事項）」

- 7 岐阜県警察職員人事記録取扱規程（昭和42年岐阜県警察訓令第26号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（所属長）

第4条 この規程において「所属長」とは、警察本部の課・室、高速道路交通警察隊、警察

学校、広域機動警察隊方面隊および警察署の長をいう。

別表の評定者等指定表被評定者の欄中

「所属長以外の警視、司令班の警部および方面隊副隊長」を「司令班長方面隊副隊長」に、  
「司令班の警部および方面隊副隊長以外の警部ならびにこれに相当する職員」を「方面隊副隊長以外の警部および司令班の警部ならびにこれに相当する職員」に改め、  
評定者の欄中「副隊長方面隊長」を「隊長方面隊長」に、「方面隊副隊長およびこれに相当する職員」を「司令班長、方面隊副隊長およびこれに相当する職員」に改め、乙の項調整者の欄中「隊長」を「警務部長隊長」に改め、Yの項中同欄中「副隊長方面隊長」を「隊長方面隊長」に改め、Wの項同欄中「副隊長方面隊長」を「方面隊長」に改める。

- 8 警察官けん銃警棒等使用および取扱い要領（昭和38年岐阜県警察訓令第1号）を次のように改正する。
  - 2 取扱責任者の表中「副隊長、通信指令室長」を「司令班長」に改める。
- 9 警察官の服制および服装に関する規程（昭和39年岐阜県警察訓令第5号）の一部を次のように改正する。
  - 第2条第2項中「広域機動警察隊の副隊長および方面隊長ならびに」を「広域機動警察隊方面隊長および」に改める。
- 10 岐阜県警察車両管理規程（昭和35年岐阜県警察訓令第11号）の一部を次のように改正する。
  - 第4条中「広域機動警察隊の副隊長および方面隊長」を「広域機動警察隊方面隊長」に改める。
- 11 岐阜県警察職員健康管理規程（昭和35年岐阜県警察訓令第1号）の一部を次のように改正する。
  - 第6条第2項及び第3項中「広域機動警察隊副隊長」を「広域機動警察隊司令班長」に改める。
- 12 岐阜県警察教養規則（昭和30年岐阜県警察訓令第7号）の一部を次のように改正する。
  - 第12条中「本部の各課（室）長は、」を「本部の課長および監察官室長（以下「各課長」という。）は、」に改める。
  - 第13条を次のように改める。
    - 第13条 本部の各課、監察官室、高速道路交通警察隊、警察学校、広域機動警察隊方面隊および警察署の長（以下「所属長」という。）ならびに広域機動警察隊司令班長は、部下職員に対し適切かつ効果的に一般教養を行わなければならない。ただし、広域機動警察隊にあつては、必要により広域機動警察隊長が部下職員に対し、一般教養を行うものとする。
    - 第16条中「各課（室）長」を「各課長」に改める。
- 13 外勤警察の運営に関する訓令（昭和44年岐阜県警察訓令第24号）の一部を次のように改正する。
  - 第3条中「警察本部通信指令室」を「警察本部通信指令課通信指令室」に改める。
  - 第4条中「外勤課長」を「外勤課長、通信指令課長」に改める。
  - 第32条中「外勤課長」を「通信指令課長」に改める。
- 14 岐阜県警察通信規程（昭和38年岐阜県警察訓令第8号）の一部を次のように改正する。
  - 第5条の表中「外勤課長」を「通信指令課長」に改める。
- 15 岐阜県警察本部電話交換職員勤務規程（昭和42年岐阜県警察訓令第17号）の一部を次のように改正する。
  - 第4条第2項及び第10条中「外勤課長」を「通信指令課長」に改める。
- 16 交通反則者に対する通告業務等に関する訓令（昭和43年岐阜県警察訓令第10号）の一部を次のように改正する。
  - 第2条第4号中「副隊長」を「隊長」に改める。

附 則（昭和49年10月1日岐阜県警察訓令第21号）  
この訓令は、昭和49年11月1日から施行する。
- 2 岐阜県警察公印規程（昭和42年岐阜県警察訓令第10号）の一部を次のように改正する。
  - 別表第2公印の備え付け箇所、個数および管理責任者の表職印の部本部長印4号の項中「多治見交通反則通告センター」及び「多治見警察署長」を削る。
- 3 交通反則通告センターの設置等に関する訓令（昭和43年岐阜県警察訓令第14号）の一部を次のように改正する。
  - 第2条第2項の表を次のように改める。

名 称	位 置	管 轄 警 察 署 等
岐阜交通反則通告センター	岐阜市	岐阜中、岐阜南、岐阜北、各務原、羽島、海津、養老、垂井、大垣、揖斐、北方、高富、八幡、関、金山、加茂、御嵩、多治見、中津川、恵那、岩村の各警察署ならびに広域機動警察隊中濃方面隊、同西濃方面隊、同東濃方面隊および高速道路交通警察隊
高山交通反則通行センター	高山市	萩原、高山、古川、神岡の各警察署

第4条第2項の表中多治見同の項を削り、「高山同」を「高山交通反則通告センター」に改める。

附 則（昭和50年4月1日岐阜県警察訓令第6号）

- この訓令は、公布の日から施行する。
- 岐阜県公安委員会事務の専決に関する訓令（昭和41年岐阜県警察訓令第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の(2)防犯課長専決事項中質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）の項を次のように改める。

警四百備十七業七七法年号（法）（昭和第	1	第16条の規定による聴聞の期日及び場所の通知並びに公示。
---------------------	---	------------------------------

(3) 生活保安課長専決事項

区 分	専 決 事 項	
質和第五二五営十業五八法年号（法）（昭和	1	第26条第2項の規定による聴聞の期日及び場所の通知並びに公示。
	2	第27条第2項の規定による他の公安委員会への通知。

別表第1中「(2)防犯課長専決事項」を「(2)防犯少年課長専決事項」に、「(3)交通企画課長専決事項」を「(4)交通企画課長専決事項」に、「(4)交通指導課長専決事項」を「(5)交通指導課長専決事項」に、「(5)運転免許課長専決事項」を「(6)運転免許課長専決事項」に、「(6)高速道路交通警察隊長専決事項」を「(7)高速道路交通警察隊長専決事項」に改める。

- 岐阜県警察公文規程（昭和42年岐阜県警察訓令第9号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「別記様式」を「別記様式(第5条関係)」に改める。

別表第1中「別表第1」を「別表第1(第4条関係)」に、「|防犯課|防」を

「|防犯少年課|生活保安課」に改める。

別表第2中「別表第2」を「別表第2(第7条関係)」に改める。

- 岐阜県警察処務規程（昭和34年岐阜県警察訓令第5号）の一部を次のように改正する。

「(防犯課長専決事項)

- 犯罪の予防について軽易な事項の企画及び実施に関すること。

別表第2の1本部 2 家出人、迷い子等の手配及び解除に関する ことを削る。

- 保護少年に関すること。
- 犯罪統計に関すること。

「(捜査第二課長専決事項)

別表第2の1本部 1 軽易な犯罪の手配及びその解除に関する ことを、

- 捜査に関する調査、照会及び回答に関すること。
- 捜査資料の整備に関すること。

「(捜査第二課長専決事項)

- 軽易な犯罪の手配及びその解除に関すること。

- 2 捜査に関する調査、照会及び回答に関すること。
  - 3 捜査資料の整備に関すること。
  - (防犯少年課長専決事項)
    - 1 犯罪の予防についての軽易な事項の企画及び実施に関すること。
    - 2 家出人、迷い子等の手配及び解除に関すること。
    - 3 保護少年に関すること。
    - 4 犯罪統計に関すること。
    - 5 軽易な犯罪の手配及びその解除に関すること。
    - 6 捜査に関する調査、照会及び回答に関すること。
    - 7 捜査資料の整備に関すること。
  - (生活保安課長専決事項)
    - 1 軽易な犯罪の手配及びその解除に関すること。
    - 2 捜査に関する調査、照会及び回答に関すること。
    - 3 捜査資料の整備に関すること。
- 別表第2中「別表第2」を「別表第2(第28条関係)」に改める。  
 別表第3中「別表第3」を「別表第3(第30条関係)」に改める。  
 別表第4中「別表第4」を「別表第4(第77条関係)」に改める。
- 5 岐阜県警察暴力団犯罪取締要綱(昭和43年岐阜県警察訓令第5号)の一部を次のように改正する。
    - 別表中「別表」を「別表(第6条関係)」に改め、同表担当の欄中「防犯課長」を「防犯少年課長 生活保安課長」に改める。
  - 6 銃砲刀剣類所持等取締法等取扱手続に関する訓令(昭和41年岐阜県警察訓令第9号)の一部を次のように改正する。
    - 第1条第2項中「防犯課長」とは岐阜県警察本部刑事部防犯課長を「生活保安課長」とは岐阜県警察本部刑事部生活保安課長に改める。
    - 第9条第2項、第19条、第20条、第21条及び32条第1項中「防犯課長」を「生活保安課長」に改める。
  - 7 火薬類取締法令取扱手続に関する訓令(昭和41年岐阜県警察訓令第10号)の一部を次のように改正する。
    - 第1条第2項中「防犯課長」とは岐阜県警察本部刑事部防犯課長を「生活保安課長」とは岐阜県警察本部刑事部生活保安課長に改める。
    - 第4条第1項、第4条第2項及び第6条第2項中「防犯課長」を「生活保安課長」に改める。
  - 8 金属くず営業に関する条例取扱手続(昭和32年岐阜県警察訓令第5号)の一部を次のように改正する。
    - 第3条第2項、第9条、第11条第1項、第18条及び第20条中「防犯課」を「生活保安課」に改める。
  - 9 岐阜県風俗営業等取締法施行条例等取扱手続(昭和37年岐阜県警察訓令第9号)の一部を次のように改正する。
    - 第22条中「防犯課」を「防犯少年課」に改める。
  - 10 風俗営業等行政処分予備審査委員会規程(昭和41年岐阜県警察訓令第7号)の一部を次のように改正する。
    - 第5条第1項中「防犯課」を「防犯少年課」に改める。
  - 11 岐阜県警察公安捜査隊の設置及び運営に関する訓令(昭和49年岐阜県警察訓令第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「別表第1」を「別表第1(第5条関係)」に改め、同表中「

防犯課	3
-----	---

」を「

防犯少年課
生活保安課

」に改める。

別表第2中「別表第2」を「別表第2(第5条関係)」に改め、同表中防犯課の項を次のように改める。

防犯少年課				1	1
生活保安課				2	2

附 則(昭和51年4月1日岐阜県警察訓令第6号)

- 1 この訓令は、昭和51年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、次の左欄に掲げる部の課又は室に勤務している者は、別に辞令が発せられないときは、それぞれ右欄に掲げる室又は部の課又は隊に勤務を命ぜられたものとする。

庶務部 秘書課	総務室 秘書課
---------	---------

〃 会計課	〃 会計課
警務部 監察官室	警務部 監察課
刑事部 防犯少年課	防犯部 防犯少年課
〃 生活保安課	〃 生活保安課
警備部 外勤課	〃 外勤課
〃 通信指令課	〃 〃
警備部警備第二課機動隊	警備部 機動隊

3 岐阜県広域機動隊警察隊の運用に関する訓令（昭和49年岐阜県警察訓令第15号）は、これを廃止する。

附 則（昭和52年4月1日岐阜県警察訓令第4号）

この訓令は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年4月1日岐阜県警察訓令第3号）

この訓令は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年2月15日岐阜県警察訓令第2号）

1 この訓令は、昭和54年4月1日から施行する。

2 この訓令の施行の際、交通指導課交通機動隊に勤務している者は、別に辞令が発せられない限り、交通機動隊に勤務を命ぜられたものとする。

附 則（昭和55年3月28日岐阜県警察訓令第3号）

この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年10月11日岐阜県警察訓令第11号）

この訓令中別表1の3の改正規定は昭和55年10月11日から、別表1の2の改正規定は昭和56年1月1日から施行する。

附 則（昭和56年4月1日岐阜県警察訓令第5号）

1 この訓令は、昭和56年4月1日から施行する。

2 この訓令の施行の際、捜査第一課機動捜査隊に勤務している者は、別に辞令が発せられない限り、機動捜査隊に勤務を命ぜられたものとする。

附 則（昭和57年4月1日岐阜県警察訓令第3号）

この訓令は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年10月25日岐阜県警察訓令第16号）

この訓令は、昭和57年10月25日から施行する。

附 則（昭和58年3月15日岐阜県警察訓令第7号）

1 この訓令は、昭和58年3月15日から施行する。ただし、第5条の改正規定及び別表1に警察航空隊を加える改正規定は、昭和58年7月1日から施行する。

2 岐阜県警察交通機動隊の運用に関する訓令（昭和54年岐阜県警察訓令第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1大垣分駐隊の項中「大垣分駐隊」を「西濃分駐隊」に改め、同表中

加茂分駐隊	美濃加茂市	関、加茂及び御嵩の各警察署の管轄区域	を に改める。
多治見分駐隊	多治見市	御嵩、多治見、中津川、恵那及び岩村の各警察署の管轄区域	
東濃分駐隊	多治見市	関、加茂、御嵩、多治見、中津川、恵那及び岩村の各警察署の管轄区域	

3 岐阜県警察高速道路交通警察隊の運用に関する訓令（昭和50年岐阜県警察訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表中「大垣分駐隊 関ヶ原分駐所 不破郡関ヶ原町」を

岐阜分駐隊	大垣分駐隊 関ヶ原分駐所	大垣市 不破郡関ヶ原町	に改める。
-------	-----------------	----------------	-------

別表隊本部の欄中「大垣市」を「羽島市」に改め、同表路線別の欄中「30.3km」を「29.9km」に改め、同表名称の欄中「大垣分駐隊」を「岐阜分駐隊」に改め、同表位置の欄中「大垣市」を「羽島市」に改める。

附 則（昭和59年3月17日岐阜県警察訓令第3号）

1 この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。

2 交通反則通告センターの設置等に関する訓令（昭和43年岐阜県警察訓令第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表を次のように改める。

名 称	位 置	管 轄 警 察 署 等
岐阜交通反則通告センター	岐阜市	各警察署、機動警ら隊、交通指導課、交通機動隊及び高速道路交通警察隊

第4条第2項中「各交通反則通告センター」を「交通反則通告センター」に、「および」



を「及び」に改め、同項の表中高山交通反則通告センターの項を削る。

- 3 交通反則者に対する通告業務等に関する訓令（昭和43年岐阜県警察訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「反則行為地を管轄する通告センターの」を削る。

第23条第1項中「当該検察庁等に対応する」を削る。

附 則（昭和60年3月7日岐阜県警察訓令第7号）

- 1 この訓令は、昭和60年4月1日から施行する。  
2 この訓令施行の際次の左欄に掲げる警察署の中欄に掲げる課に勤務している者は、別に辞令を発せられないときは、それぞれ右欄に掲げる課に勤務を命ぜられたものとする。

岐阜中	捜査第一課	刑事第一課
大垣	捜査第二課	刑事第二課

- 3 この訓令施行の際次の左欄に掲げる警察署の中欄に掲げる職を命ぜられている者は、別に辞令を発せられないときは、それぞれ右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

岐阜中	捜査第一課長	刑事第一課長
大垣	捜査第二課長	刑事第二課長

附 則（昭和60年6月21日岐阜県警察訓令第12号）

- 1 この訓令は、昭和60年7月1日から施行する。  
2 この訓令施行の際御嵩警察署に勤務を命ぜられている者は、別に辞令を発せられないときは、可児警察署に勤務を命ぜられたものとする。

附 則（昭和61年3月28日岐阜県警察訓令第4号）

- 1 この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。  
2 この訓令施行の際秘書課に勤務を命ぜられている者は、別に辞令を発せられないときは、総務課に勤務を命ぜられたものとする。

附 則（昭和62年3月19日岐阜県警察訓令第4号）

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月24日岐阜県警察訓令第2号）

この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月20日岐阜県警察訓令第3号）

- 1 この訓令は、平成元年4月1日から施行する。  
2 この訓令施行の際、防犯少年課（少年対策室を除く。）に勤務している者は、別に辞令が発せられないときは防犯課に、防犯少年課少年対策室に勤務している者は、別に辞令が発せられないときは少年課に、それぞれ勤務を命ぜられたものとする。

附 則（平成2年3月20日岐阜県警察訓令第3号）

- 1 この訓令は、平成2年4月1日から施行する。ただし、別表1の6の表中の改正に係る部分については、平成2年9月1日から施行する。  
2 この訓令施行の際、外勤課通信指令室指令長を命ぜられている者は、別に辞令が発せられないときは、外勤課通信指令室通信指令官を命ぜられたものとする。

附 則（平成3年3月22日岐阜県警察訓令第5号）

この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月31日岐阜県警察訓令第6号）

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年7月24日岐阜県警察訓令第9号）

- 1 この訓令は、平成4年8月1日から施行する。  
2 この訓令の施行の際、防犯部外勤課に勤務を命ぜられている者及び警察署の外勤課長、外勤警備課長を命ぜられている者は、別に辞令が発せられないときは、防犯部地域課勤務及び地域課長、地域警備課長をそれぞれ命ぜられたものとする。

附 則（平成5年3月26日岐阜県警察訓令第9号）

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月23日岐阜県警察訓令第3号）

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年10月14日岐阜県警察訓令第14号）

この訓令は、平成6年11月1日から施行する。

附 則（平成7年2月28日岐阜県警察訓令第3号）

この訓令は、平成7年3月1日から施行する。

附 則（平成8年3月19日岐阜県警察訓令第1号）

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月17日岐阜県警察訓令第7号）

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月10日岐阜県警察訓令第4号）

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年2月16日岐阜県警察訓令第2号）

この訓令は、平成11年3月1日から施行する。

附 則（平成12年3月9日岐阜県警察訓令第7号）

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日岐阜県警察訓令第13号）

- 1 この訓令は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 岐阜県警察職員等旅費支給規程（平成5年岐阜県警察訓令第8号）の一部を次のように改正する。

別表（第3条の2関係）警察本部の部中

「機動警ら隊	隊員	活動区域内における機動警ら等のためにする旅行及びこれらを監督巡視するための旅行
--------	----	---

を削り、警察署の部生活安全課（係）

の項中「婦人補導員」を「少年補導員」に改める。

- 3 岐阜県警察車両運転技能検定に関する訓令（昭和51年岐阜県警察訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「、機動警ら隊長」を削る。

- 4 岐阜県警察機動警ら隊の運用に関する訓令（昭和58年岐阜県警察訓令第2号）は、廃止する。

- 5 岐阜県警察暴力団総合対策の推進に関する訓令（平成7年岐阜県警察訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第26条中「・捜査第一課国際捜査室」を「・刑事総務課」に改める。

- 6 交通反則通告センターの設置等に関する訓令（昭和43年岐阜県警察訓令第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中「、機動警ら隊」を削る。

- 7 交通反則者に対する通行業務等に関する訓令（昭和43年岐阜県警察訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第14条及び第15条中「機動警ら隊」を削る。

第22条中「機動警ら隊長、」を削る。

附 則（平成14年3月29日岐阜県警察訓令第15号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日岐阜県警察訓令第5号）

- 1 この訓令は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際高富警察署に勤務を命じられている者は、別に辞令を発せられないときは、山県警察署に勤務を命ぜられたものとする。
- 3 岐阜県警察鉄道警察隊の運営に関する訓令（昭和62年岐阜県警察訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「高山分駐所」を「高山分駐隊」に改める。

附 則（平成16年2月5日岐阜県警察訓令第2号）

- 1 この訓令は、平成16年3月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際八幡警察署に勤務を命じられている者は、別に辞令を発せられないときは、郡上警察署に勤務を命ぜられたものとする。

附 則（平成16年3月24日岐阜県警察訓令第9号）

- 1 この訓令は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 岐阜県警察音楽隊規程（昭和50年岐阜県警察訓令第14号）の一部を次のように改正する。  
第2条第1項中「総務室総務課」を「総務室広報県民課」に改める。

第4条第1項中「総務課長」を「広報県民課長」に改める。

第6条第2項中「総務課長」を「広報県民課長」に改める。

- 3 岐阜県警察における公文書の取扱いに関する訓令（平成13年岐阜県警察訓令第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1総務課の項の次に次のように加える。

広報県民課	広
-------	---

- 4 岐阜県警察処務規程（平成14年岐阜県警察訓令第3号）の一部を次のように改正する。  
別表第1本部総務課長専決事項中2及び3を削り、同表総務課長専決事項の次に次のように加える。

（広報県民課長専決事項）

- 1 警察広報についての調査に関すること。
- 2 音楽隊の派遣に関すること。

同表情報管理課長専決事項中1を削り、2を1に、3を2に改め、同表警務課長専決事項中7の次に次のように加える。

8 事務能率増進に関すること。

- 5 警察職員の日宿直定員に関する訓令（平成2年岐阜県警察訓令第2号）の一部を次のように改正する。

表中羽島警察署の項「8名」を「9名」に改め、同中北方警察署の項「6名」を「7名」に改める。

附 則（平成17年3月30日岐阜県警察訓令第13号）

- 1 この訓令は、平成17年4月1日から施行する。  
2 火薬類取締法令取扱手続に関する訓令（昭和41年岐阜県警察訓令第10号）の一部を次のように改正する。

本則中「生活保安課長」を「生活環境課長」に改める。

- 3 銃砲刀剣類所持等取締法取扱手続に関する訓令（昭和54年岐阜県警察訓令第9号）の一部を次のように改正する。

本則中「生活保安課長」を「生活環境課長」に、「生活保安課」を「生活環境課」に改める。

別記様式中「生保」を「生環」に、「刑事官」を「刑事生活安全官」に改める。

- 4 岐阜県警察職員の待機に関する訓令（昭和54年岐阜県警察訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「暴力対策課」を「組織犯罪対策課」に改め、同表警察署の項中「

金	山	2
---	---	---

」及び「

神	岡	3
---	---	---

」を削り、「

萩	原
---	---

」を「

下	呂
---	---

」に、「

古	川
---	---

」を「

飛	驒
---	---

」に、「

小	計	119
---	---	-----

」を「

小	計	114
---	---	-----

」に改め、同表合計の項中「

146
-----

」を「

141
-----

」に改める。

- 5 警察職員の日宿直定員に関する訓令（平成2年岐阜県警察訓令第2号）の一部を次のように改正する。

表岐阜北警察署の項中「8名」を「9名」に改め、金山警察署の項を削り、

「

多	治	見	警	察	署
恵	那	警	察	署	
中	津	川	警	察	署

」を「

多	治	見	警	察	署
中	津	川	警	察	署
恵	那	警	察	署	

」に、「萩原警察署」を「下呂警察署」に、

「古川警察署」を「飛驒警察署」に改め、神岡警察署の項を削る。

- 6 岐阜県警察暴力団総合対策の推進に関する訓令（平成7年岐阜県警察訓令第8号）の一部を次のように改正する。

本則中「暴力対策課長」を「組織犯罪対策課長」に、「暴力対策課」を「組織犯罪対策課」に、「暴力対策課・刑事総務課・警察庁」を「組織犯罪対策課・警察庁」に改める。

- 7 岐阜県交通安全施設の管理等に関する訓令（平成13年岐阜県警察訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別記第9号様式及び別記第12号様式中「金山」及び「神岡」を削り、「萩原」を「下呂」に、「古川」を「飛驒」に改める。

- 8 岐阜県警察警備実施規程（平成14年岐阜県警察訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第5号中「金山、萩原、古川及び神岡警察署」を「下呂及び飛驒警察署」に改める。

- 9 岐阜県警察の広報に関する訓令（平成16年岐阜県警察訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「総務室広報県民課広報補佐」を「総務室広報県民課広報官」に改める。

附 則（平成17年7月13日岐阜県警察訓令第25号）

この訓令は、平成17年8月1日から施行する。

附 則（平成17年10月26日岐阜県警察訓令第34号）

- 1 この訓令は、平成17年11月1日から施行する。  
2 岐阜県警察車両管理規程（昭和35年岐阜県警察訓令第11号）の一部を次のように改正する。

本則中「警務部警務課長」を「総務室装備施設課長」に改める。

- 3 岐阜県警察車両運転技能検定に関する訓令（昭和51年岐阜県警察訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「警務課長」の次に「、教養課長」を加える。

第8条中「警務課」を「教養課」に改める。

第19条第1項中「警務課」を「教養課」に改める。

- 4 岐阜県警察における装備品の管理に関する訓令（昭和58年岐阜県警察訓令第4号）の一部を次のように改正する。

訓令中「警務部長」を「総務室長」に改める。

- 5 岐阜県警察防火管理者規程（平成5年岐阜県警察訓令第12号）の一部を次のように改正す

る。

別表（第3条関係）中「総務室会計課長」を「総務室装備施設課長」に改める。

6 岐阜県警察処務規程（平成14年岐阜県警察訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1本部の部中（会計課長専決事項）の次に次のように加える。

（装備施設課長専決事項）

1 給貸与品の交付、返納及び交換に関すること。

2 車両の整備に関すること。

3 小型武器及び執行実包の出納に関すること。

別表第1本部の部（警務課長の専決事項）中第3項、第4項及び第5項を削り、第6項を第3項に、第7項を第4項に、第8項を第5項に改める。

別記様式第3号の1会計課長の項中「総務室会計課」の次に「及び装備施設課（警察装備に関することを除く。）」を加え、同警務課長の項中「広報県民課」の次に「、装備施設課（管財、営繕及び庁舎管理に関することを除く。）」を加える。

7 岐阜県警察官けん銃使用及び取扱いに関する訓令（平成15年岐阜県警察訓令第9号）を次のように改正する。

第17条中「警務部警務課長」を「総務室装備施設課長」に改める。

附 則（平成17年12月15日岐阜県警察訓令第39号）

1 この訓令は、平成18年1月1日から施行する。

2 この訓令の施行の際羽島警察署に勤務を命じられている者は、別に辞令を発せられないときは、岐阜羽島警察署に勤務を命ぜられたものとする。

附 則（平成18年2月23日岐阜県警察訓令第7号）

この訓令は、平成18年3月1日から施行する。ただし、恵那及び岩村の改正規定は平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年2月23日岐阜県警察訓令第6号）

この訓令は、平成19年3月1日から施行する。

附 則（平成19年3月22日岐阜県警察訓令第16号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年7月13日岐阜県警察訓令第32号）

この訓令は、平成19年7月13日から施行する。

附 則（平成19年10月1日岐阜県警察訓令第38号）

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月19日岐阜県警察訓令第5号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年11月28日岐阜県警察訓令第18号）

この訓令は、平成20年12月1日から施行する。ただし、別表1（第2条関係）1総務室(2)広報県民課の表被害者対策の部の改正規定は、平成20年12月18日から施行する。

附 則（平成21年3月17日岐阜県警察訓令第4号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月11日岐阜県警察訓令第4号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月10日岐阜県警察訓令第2号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日岐阜県警察訓令第5号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月26日岐阜県警察訓令第7号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月20日岐阜県警察訓令第16号）

この訓令は、平成26年1月3日から施行する。

附 則（平成26年3月28日岐阜県警察訓令第6号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月19日岐阜県警察訓令第15号）

この訓令は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日岐阜県警察訓令第6号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月11日岐阜県警察訓令第14号）

この訓令は、平成27年9月24日から施行する。

附 則（平成28年3月1日岐阜県警察訓令第4号）

この訓令は、平成28年3月11日から施行する。

附 則（平成28年3月29日岐阜県警察訓令第13号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年11月30日岐阜県警察訓令第28号）

この訓令は、平成28年11月30日から施行する。

附 則（平成29年3月28日岐阜県警察訓令第11号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月27日岐阜県警察訓令第5号）

この訓令は、平成30年3月30日から施行する。

附 則（平成31年2月26日岐阜県警察訓令第4号）

この訓令は、平成31年3月1日から施行する。ただし、別表1（第2条関係）3生活安全部(3)生活環境課の表サイバー犯罪対策室の部を削り、同表の次に1表を加える改正規定及び別表4（第10条関係）の改正規定（中津川の部警務の款警務の項の改正規定及び同款留置管理の項を削る改正規定を除く。）は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月18日岐阜県警察訓令第15号）

この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年3月17日岐阜県警察訓令第7号）

この訓令は、令和2年3月23日から施行する。ただし、別表1（第2条関係）2警務部(1)警務課の項の改正規定、別表1（第2条関係）2警務部(3)厚生課の項の改正規定及び別表1（第2条関係）3生活安全部(1)生活安全総務課の表の改正規定（(1)生活安全総務課の表地域安全，犯罪抑止対策，特殊詐欺対策の部犯罪抑止対策の項中第6号を削り、第7号を第6号とする改正規定及び子供・女性安全対策，行方不明事案対策の部子供・女性安全対策の項を削る改正規定を除く。）は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月12日岐阜県警察訓令第2号）

この訓令は、令和3年3月22日から施行する。

附 則（令和4年3月15日岐阜県警察訓令第3号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月3日岐阜県警察訓令第5号）

この訓令は、令和5年3月24日から施行する。

附 則（令和6年3月26日岐阜県警察訓令第10号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。